ちば男女共同参画基本計画

第4次ハーモニープラン

平成28年度~33年度



目 次

第一	章	計画策	定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	計画策定	の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	2	計画の背	景	4
	3	これまで	の取組みと今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	. 1
第 2	2章	計画の	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	.5
	1	目指すべ	き社会 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	17
	2	基本理念	:	8
	3	計画の位	置付け······ 1	١9
	4	計画の期	間	١9
	5	基本目標	[2	20
	6	重点的に	実施する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	23
	7	施策体系	表	24
第3	3章	施策の	展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	27
	基本	≒目標 I	男女共同参画社会実現に向けての理解の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	29
	基本	目標Ⅱ	男女平等と人権の尊重	38
	基本	:目標Ⅲ	あらゆる分野における女性の活躍・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Į7
	基本	≒目標Ⅳ	仕事と生活の調和を実現できる社会づくり · · · · · · · · · · 5	58
	基本	₹目標 V	生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援・・・・・・・ 7	72
第4	1章	計画推:	進にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	37
	1	推進体制	8	39
	2	計画の進	:行管理 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·) ()
	3	指標一覧	;)1
参考	含資 料	¾ · · · · · ·	9)3
	千葉	市の男女	·共同参画施策の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9) 5
	千葉	市男女共	:同参画ハーモニー条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9) 7
	男女	共同参画	社会基本法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·)1
索引)7



第1章 計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

千葉市では、すべての市民が、男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指し、平成14年9月に「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」(以下「ハーモニー条例」という。)を制定しました。条例では、男女共同参画社会形成に取り組むための基本理念や、市・市民・事業者の役割、また、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定することなどを定めています。

そして、この条例に基づき、平成17年3月に「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン」(以下「新ハーモニープラン」という。)を策定し、男女共同参画を推進する施策を着実に実施してきました。この取組みの多くは、一定の成果をあげてきましたが、男女共同参画社会の実現はまだ途上であると言わざるを得ません。

平成25年度に実施した市民意識調査の結果をみると、「夫は仕事、妻は家庭」といった性別による固定的役割分担意識が依然多く残っています。男女が社会の様々な制度や慣行によって、その活動が制限されることなく、互いに尊重し合い、個性や能力を十分に発揮していくためには、多くの課題が残されています。

また、少子高齢化の進行による人口減少社会への突入やグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が大きく変わり、非正規雇用者の増加を始めとする雇用の不安定化、 貧困・格差の拡大など、男女共同参画をめぐる課題は多様化しています。

このような社会情勢のなか、国においては、平成27年8月、豊かで活力ある社会を実現することを目的として、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定める「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定しました。

さらに、同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、目指すべき社会として、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」、「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」の4つを掲げました。また、同計画では地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組みが全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化していくことが示されました。

本市は、このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な課題に対応し、 効果的な施策を展開していくため、「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン」を策 定し、より一層の施策の推進を図ることとしました。

2 計画の背景

(1)世界の動き

国際社会においては、昭和50年(1975年)の「国際婦人年」、その翌年から始まる「国連婦人の10年(1976年~1985年)」以降、男女差別の解消に向けた取組みが継続的に展開されています。

平成7年(1995年)の「第4回世界女性会議」では、女性のエンパワーメントをうたった「北京宣言」と、男女差別の解消に向けて平成12年(2000年)までの国際的活動指針となる「行動綱領」が採択されたのに続き、平成17年(2005年)には、「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、先の「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。

さらに平成22年(2010年)に開催された「第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)」においては、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する宣言と、7項目の決議が採択され、平成27年(2015年)3月に開催された「第59回国連女性の地位委員会(北京+20)」においては、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。

また、国連では、平成23年(2011年)に、これまで女性の地位向上を進めてきた4つの機関を統合、強化した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント、女性・女児に対する暴力の撤廃などを重点分野として取り組んでいます。

(2) 国の動き

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において施策の推進や法整備を図っています。

近年では、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定を国や地方公共団体、民間事業主に義務付ける(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)とともに、地方公共団体に当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定等を求めています。

同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、平成28年度から32年度までに実施する国の男女共同参画施策の基本的方向や具体的な取組みをまとめました。また、計画全体にわたる横断的視点として「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として位置付けました。

(3) 千葉県の動き

千葉県においては、平成13年3月に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定しました。その後、平成18年には、「千葉県男女共同参画計画」(第2次)」、平成23年には「第3次千葉県男女共同参画計画」を、平成28年には「第4次千葉県男女共同参画計画」を策定しています。県計画では、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指すことを目標とし、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や政策・方針決定過程への男女共同参画の促進等に重点的に取り組むとするなど、千葉県における男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を推進することとしています。

(4) 千葉市の動き

千葉市では、平成11年12月に、男女共同参画社会形成のための拠点施設として「千葉市女性センター」(平成23年4月、「千葉市男女共同参画センター」(以下「男女共同参画センター」という。)に名称変更)を開設しました。

平成14年9月には、「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」を制定し、男女共同参画推進の基本 理念や市・市民・事業者の役割、基本的な施策を定めました。

平成17年3月には、同条例に基づく最初の基本計画として、「ちば男女共同参画基本計画・新 ハーモニープラン」(平成23年3月に見直しを行い、「新ハーモニープラン(後期計画)」に改定) を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきました。

(5) 社会経済情勢と千葉市の状況

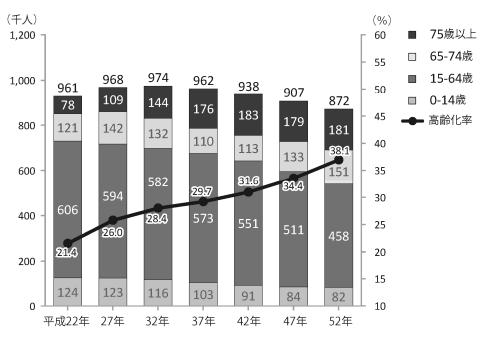
①少子高齢化の進行や人口減少社会への突入

本市の総人口は、中長期的には、平成32年をピークに、緩やかに減少する見通しとなっています(図1)。

年齢4区分別人口をみると、年少人口(0~14歳)や生産年齢人口(15~64歳)が減少する一方で、老年人口(65歳以上)が増加し、今後、ますます少子高齢化が進行することが予想されます。

また、本市の合計特殊出生率(図2)は、全国の数値を下回っており、少子高齢化を伴う人口減少は、社会保障費等の増大や労働力人口の減少、消費市場の縮小など、社会経済全体を衰退させる深刻な課題となっています。

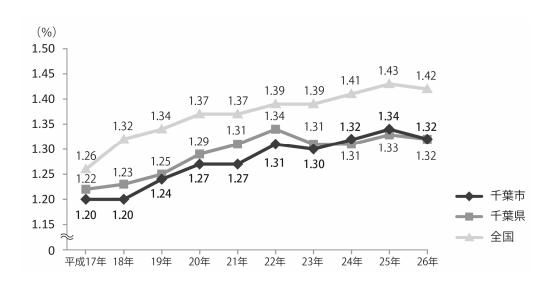
図1 総人口・年齢4区分別人口と高齢化率の今後の推移(千葉市)



※平成22年の合計(929千人)と総人口(961千人)との差は年齢不詳による。

出典/千葉市政策企画課「人口の将来見通し」より作成

図2 合計特殊出生率の推移の比較

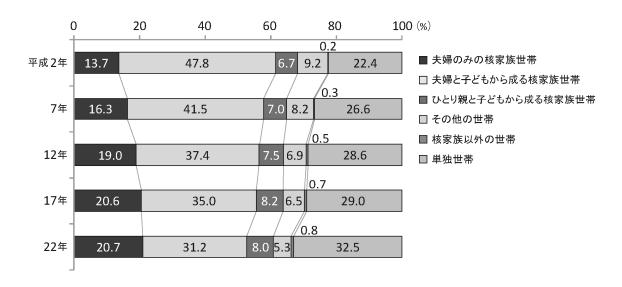


出典/厚生労働省「人口動態統計」及び千葉市「千葉市保健統計」より作成

②世帯構造の変化

平成2年からの世帯の家族類型の推移をみると(図3)、夫婦と子どもから成る核家族世帯が減少傾向にあり、夫婦のみの核家族世帯は近年横ばい状態にあります。また、晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加等による単独世帯は増え続け、今後、離婚等によるひとり親世帯の増加が予測され、経済的に不安定な状況に陥る懸念もあることから、高齢者層やひとり親家庭への支援策の充実が一層重要となっています。

図3 世帯の家族類型の推移(千葉市)

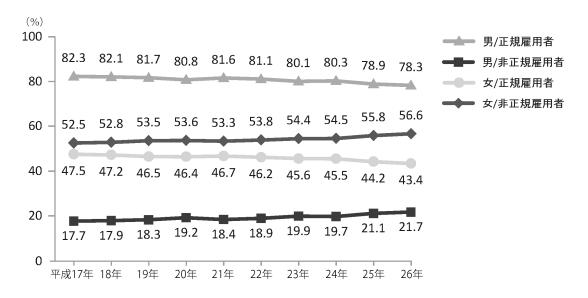


出典/千葉市「国勢調査報告書」より作成

③不安定な雇用情勢と貧困・格差の拡大

人口構造や産業構造、経済情勢の変化、労働市場への女性参加、就業形態の多様化による非正 規雇用需要の増大などにより、男女ともに非正規雇用者が増加する傾向にあります(図4)。特に 女性においては、半数以上が非正規雇用という状況です。非正規雇用は、雇用が不安定、賃金が 低い、能力開発の機会が乏しいなどの問題が指摘されており、貧困等の生活上の困難に直面する 人の増加が懸念されます。

図4 正規・非正規雇用者の割合の推移(性別)(全国)



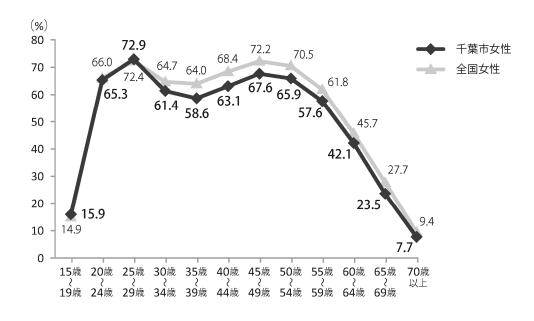
出典/総務省統計局「労働力調査結果」より作成

④女性の就業状況

女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、結婚・出産期に当たる年代に 一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています (図5)。

本市のM字の底は、全国平均よりも深くなっています。

図5 女性の年齢階級別労働力率の比較



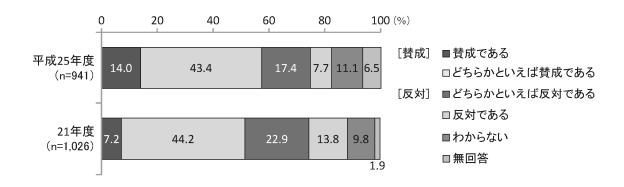
出典/総務省統計局「平成22年国勢調査結果」より作成

⑤依然として残る固定的性別役割分担意識

働く女性が増え、ライフスタイルや世帯構造が変化するなど、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、様々な分野における女性の参画は低い水準に留まっています。その大きな要因として、依然として残る「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識、男女の能力・適性に関する偏見や様々な社会制度・慣行があります。

平成25年に行った調査によると、本市では、固定的な役割分担意識に否定的な人の割合が、平成21年と比較すると減少しており(図 6)、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが分かります。

図6 「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方(千葉市)



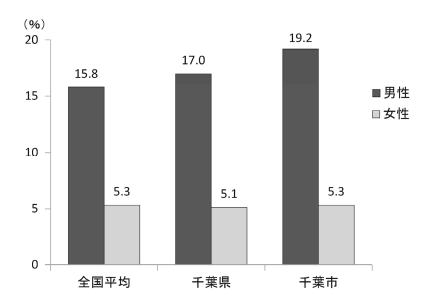
出典/千葉市男女共同参画センター「平成25年度男女共同参画に関する意識調査」より作成

⑥男性の仕事と生活を取り巻く環境

長時間労働は、家事・育児等への男性の主体的な参画を困難とし、結果として、家事・育児等の負担の多くを女性が担うケースが少なくありません。また、男性自身の仕事と生活の調和の実現を妨げる要因となっています。このため、長時間労働の削減など男性中心型労働慣行や労働環境について、見直していく必要があります。

本市では、男性のうち、約5人に1人が週60時間以上の就業となっており、全国平均と比較しても高い割合となっています(図7)。

図7 年間200日以上の雇用者のうち、週間就業時間60時間以上の者の割合の比較(性別)



出典/総務省統計局「平成24年就業構造基本調査結果」より作成

3 これまでの取組みと今後の課題

平成23年度から平成27年度までを計画期間とした「新ハーモニープラン(後期計画)」では、男女共同参画社会の形成に向けた、本市の取組み及び達成状況を検証するとともに、さらに、各分野における取組みの推進力となるよう、基本目標ごとに指標を設定しました。

30の指標における計画開始時と直近の数値の比較では、「女性職員の管理職への登用」や「保育所の受入児童数を増やす」など11指標が目標値を上回り、他の7指標についても、改善の結果が出ています。新ハーモニープラン(後期計画)に基づき、男女共同参画施策を着実に進めてきたことも効果の一つと考えられます。

しかしながら、6指標については数値の低下がみられ、代表的なものとして「『男性は仕事、女性は家事・育児』といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合」が減少するなど、意識の面で後退が表れています。

これまでも、男女共同参画の推進を目的として、各種の啓発活動を行ってきましたが、固定的性別役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定的な見方、また、様々な社会制度・慣行など、男女を対等としない考えが根強く残っています。

新ハーモニープラン(後期計画)の指標等の結果については、それぞれを冷静に受け止め、今後の施策の展開に活かしていく必要があります。

また、新ハーモニープラン(後期計画)では、重要課題や緊急性の高い課題については、迅速 に取り組む必要があることから、重点的に実施する施策として設定しました。

重点施策にかかる主な取組み内容と課題は以下のとおりです。

①男女ともに働きやすい職場づくり

<主な取組み内容>

- ・平成23年度に創設した男女共同参画推進事業者登録制度は、平成26年度末までの4年間で75事業者の登録があり、市内事業者における男女共同参画の取組みが広がっています。
- ・企業経営者や人事労務担当者向けにワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催し、意 識の向上、啓発に努めました。

<課題>

・本市の育児期にある女性(35~39歳)の労働力率は、上昇しているものの、依然として、国の値より低くなっており、結婚・出産期に離職する、いわゆるM字カーブの底が深くなっています。今後も、長時間労働の削減や仕事と子育ての両立を可能とする男女ともに働きやすい労働環境整備が必要です。

②性別による人権侵害の防止

<主な取組み内容>

- ・本市のDV防止・支援体制の更なる推進を図るため、平成24年7月に「千葉市DV防止・支援基本計画」(以下「DV防止・支援基本計画」という。)を策定し、DVの根絶を目指して、様々な取組みを進めてきました。
- ・平成25年10月、千葉市配偶者暴力相談支援センターの設置以降、配偶者等からの暴力に関する 相談件数が大幅に増えました。相談先の周知等により、これまで潜在化していたケースが相談 に結びついた結果と考えられます。

<課題>

・様々な取組みを進めていますが、DV防止・支援基本計画策定後の動向等を踏まえ、施策の更なる充実を図る必要があります。

③「夢はぐくむ ちば こどもプラン (千葉市次世代育成支援行動計画 (後期計画))」に 関連する施策

<主な取組み内容>

・本市の待機児童数は、施設整備等による定員拡大やきめ細かな保育所等への入所(利用)あっせんを行うともに、保育の質の確保に努めた結果、平成26年度(4月1日時点)から2年連続で待機児童数ゼロを達成しました。

<課題>

・引き続き、待機児童解消のため、受入枠の拡大を図るなど子育て支援策の充実を図る必要があります。

④活動拠点としての男女共同参画センターの利用促進

<主な取組み内容>

- ・研修・学習事業において、男性の子育て支援や女性の再就職に関する講座を開催したほか、社会情勢等を踏まえ、DV被害者の支援者養成やLGBT(性的少数者)への理解促進、女性防災リーダーの育成講座などを実施しました。
- ・市民や市民団体の男女共同参画に関する活動を支援するとともに、男女共同参画センター事業 への市民の積極的な参加促進を目的に「市民企画講座」や「男女共同参画センターまつり」な どを開催しました。

<課題>

・男女共同参画に関する専門性を高め、より効果的な事業を展開するなど、機能の強化・充実が 求められます。

●新ハーモニープラン(後期計画)における指標の進捗状況一覧

基本		当該指標の	計画	当初	現状		最終目標	
目標	指標項目	設定計画	調査時期	数値	調査時期	数値	達成時期	目標数値
	配偶者等からの暴力の相 談場所を知っている人の 割合	新ハーモニープラン (後期計画)	平成18年度	65. 3%	平成26年度	38. 5%	平成27年度	100%
1	「男性は仕事、女性は家 事・育児」といった固定 的性別役割分担意識を持 たない人の割合	新ハーモニープラン (後期計画)	平成21年度	36. 7%	平成25年度	25.1%	平成27年度	増加
	家庭生活において、「男 女の地位が平等になって いる」と考える人の割合	新ハーモニープラン (後期計画)	平成21年度	31.6%	平成25年度	37.4%	平成27年度	増加
	附属機関の女性委員の割 合	新ハーモニープラン (後期計画)	平成22年4月	26. 0%	平成27年4月	27. 9%		別こ30%達成を した時点で新た Eする。
	女性委員がいない附属機 関の数	新ハーモニープラン (後期計画)	平成22年4月	6機関	平成27年4月	7機関	平成27年度	0機関
2	女性職員の管理職への登 用	行政改革推進プラン	平成22年度	12.7%	平成27年度	17.1%	平成26年度	15%
	市職員の配偶者の出産休 暇取得率	千葉市職員の 子育て支援計画	平成21年度	未集計	平成26年度	82%	平成26年度	100%
	市男性職員の育児参加休 暇取得率	千葉市職員の 子育て支援計画	平成21年度	18.9%	平成26年度	39%	平成26年度	100%
	市男性職員の育児休業取 得率	千葉市職員の 子育て支援計画	平成21年度	0%	平成26年度	3. 1%	平成26年度	10%
	市職員の年次有給休暇取 得日数	千葉市職員の 子育て支援計画	平成21年度	13.4日	平成26年度	13.4日	平成26年度	16日以上
3	学校教育の場において、 「男女の地位が平等に なっている」と考える人 の割合	新ハーモニープラン (後期計画)	平成21年度	52.9%	平成25年度	54. 2%	平成27年度	増加
	「学校の勉強が好きだ」 と肯定的に回答する児童 の割合	千葉市学校教育推進計 画	平成22年度	小5年 70% 中2年 40%	平成26年度	小5年 77% 中2年 53%	平成27年度	小5年 80% 中2年 50%
	男女共同参画推進事業者 登録制度の延べ登録件数	新ハーモニープラン (後期計画)	-		平成26年度	75件	平成27年度	95件
4	男女の賃金格差	新ハーモニープラン (後期計画)	平成19年度	一般男子を 100とすると 一般女子は 66.9	平成26年度	一般男子を100 とすると一般 女子は72.2	平成27年度	100に近づけ る
	育児期にある女性 (35-39 歳) の労働力率	新ハーモニープラン (後期計画)	平成17年度	国 63.7% 千葉市 56.0%	平成22年度	国 68.0% 千葉市 62.5%	平成27年度	国の値を上回る
	職場において、「男女の 地位が平等になってい る」と考える人の割合	新ハーモニープラン (後期計画)	平成21年度	13.5%	平成25年度	17.7%	平成27年度	増加

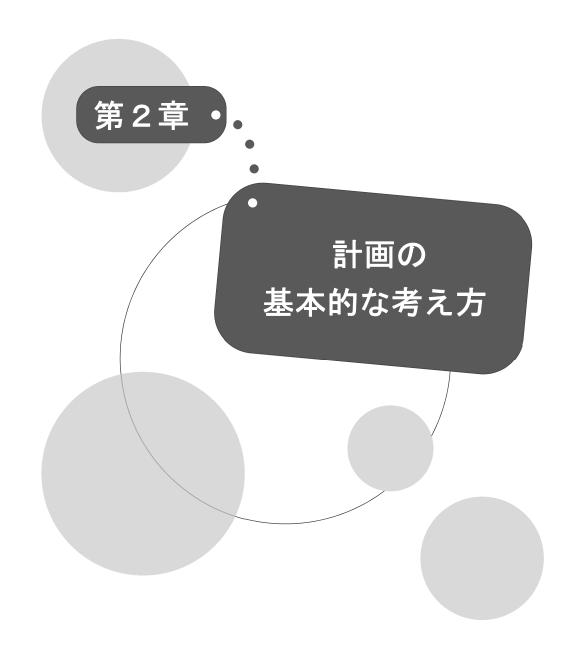
基本	华 福 语 口	指標項目 当該指標の 設定計画	計画当初		現状		最終目標	
目標	拍 惊 垻 日		調査時期	数値	調査時期	数値	達成時期	目標数値
	創業相談件数	新ハーモニープラン (後期計画)	平成21年度	974件	平成26年度	904件	目標値は設定 見る	ざせず、推移を
5	女性起業者・グループ数 (農業)	新ハーモニープラン (後期計画)	平成21年度	起業者:14 ケープ: 3	平成27年10月	起業者:14 グループ: 3	增	力口
	家族経営協定締結農家数	千葉市農業基本計画	平成21年度	12件	平成27年10月	22件	平成26年度	22件
	地域子育て支援拠点事業 (地域子育てセンター、 子育てリラックス館の整 備)	夢はぐくむ ちば こど もプラン (後期計画)	平成21年度	17か所	平成26年度	18か所	平成26年度	24か所
	保育所の受入児童数を増やす	夢はぐくむ ちば こど もプラン(後期計画)	平成21年度	10,906人	平成26年度	13, 274人	平成26年度	12,805人
6	延長保育の実施保育所数	夢はぐくむ ちば こど もプラン(後期計画)	平成21年度	97か所	平成26年度	129か所	平成26年度	127か所
	一時預かり事業の実施保 育所数	夢はぐくむ ちば こど もプラン(後期計画)	平成21年度	19か所	平成26年度	34か所	平成26年度	34か所
	産休明け保育事業	夢はぐくむ ちば こど もプラン(後期計画)	平成21年度	96か所	平成26年度	128か所	平成26年度	128か所
7	男女共同参画センターの 「は〜もねっと」登録団 体数	新ハーモニープラン (後期計画)	平成22年3月	41団体	平成27年3月	63団体	平成27年度	60団体
,	男女共同参画センターの 利用者数	新ハーモニープラン (後期計画)	平成21年度	93,700人	平成26年度	68, 857人	平成27年度	113,000人
	特定健康診査の実施率	健やか未来都市ちばプ ラン	平成21年度	32.8%	平成26年度	33. 4%	平成29年度	45%
8	特定保健指導の実施率	健やか未来都市ちばプ ラン	平成21年度	17.7%	平成26年度	9.8%	平成29年度	35%
	性感染症に関する正しい 知識をもっている高校生 の割合(思春期)	新世紀ちば健康プラン	平成17年度	AIDS 83. 6% クラミシェア 16. 7%	平成23年度	AIDS 75.5% クラミジア 7.0%	平成24年度	100%
	母親&父親学級で、出産 に向けて主体的に取り組 んでいるとする人の割合	新世紀ちば健康プラン	平成19年度	67.6%	平成23年度	95. 1%	平成24年度	増加

※計画当初の数値に関しては、指標ごとに根拠となる計画が異なるため、調査時期も異なっています。

[※]一部の指標については、千葉市新基本計画第1次実施計画の策定に伴い修正しています。

[※]男女共同参画センターの利用者数は、平成26年度から施設管理システムの変更に伴い、集計方法を変更しています。

^{※「}性感染症に関する正しい知識をもっている高校生の割合 (思春期)」「母親&父親学級で、出産に向けて主体的に取り組んでいると する人の割合」については、平成 24 年度で新世紀ちば健康プランが終了しています。



第2章 計画の基本的な考え方

1 目指すべき社会

すべての市民が、 男女の別なく個人として尊重され、 お互いに対等な立場で あらゆる分野に参画する機会が確保され、 責任を分かちあう 男女共同参画社会の実現を目指します。 (千葉市男女共同参画ハーモニー条例前文より)



2 基本理念

本計画は、市、市民、事業者が自らの意思と相互の協力に基づき、協働して取り組むことにより、職場や家庭、地域、学校など、様々な分野において、男女が対等なパートナーとして、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を目指し、ハーモニー条例に規定する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

1 男女の人権の尊重

性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重されること

2 男女の自立と多様な生き方の選択

男女がともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択できること

3 市、市民、事業者の協働

市、市民、事業者が、自らの意思により協働して男女共同参画に取り組むこと

4 意思決定の場への平等な参画

あらゆる分野の意思決定の場に、男女が対等な構成員として参画できること

5 家庭生活と社会生活の円滑な運営

家庭生活と社会生活を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たせること

6 生涯にわたる心身の健康

妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身 の健康が維持されること

7 国際的協調

男女共同参画社会の形成が、国際的な理解と協力の下に推進されること

3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「ちば女性計画・ハーモニープラン」「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン(平成23年度から後期計画として改定)」に次ぐ、千葉市の第4次計画です。
- (2) 本計画は、ハーモニー条例第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。
- (3) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定されている市町村男女共同参画計画にあたることから、千葉市の上位計画である「千葉市新基本計画」や他分野の計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して策定しています。
- (4) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の第6条に規定されている市町村推進計画です。
- (5)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第2条の3第3項の規定に 基づく市町村基本計画は、本計画の一部として、「第2次千葉市DV防止・被害者支援基本 計画」を別に定めることとします。

4 計画の期間

本計画は、平成28年度から33年度までの6か年とします。

ただし、社会経済状況や進捗状況の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

平 成 17 18 19 20 21 22 23 年 年 年 年 年 年 年 度 度 度 度 度 度	24 25 26 27 年 年 年 年 度 度 度 度	28 29 30 31 32 33 年 年 年 年 年 年 度 度 度
--	-----------------------------------	--

ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン (平成23年度から「後期計画」として改定) ちば男女共同参画基本計画 第4次ハーモニープラン 年業市DV防止・ 支援基本計画 被害者支援基本計画

5 基本目標

基本目標 [

男女共同参画社会実現に向けての理解の促進

「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に代表される固定的性別役割分担意識は、 人々の意識の中に長い時間をかけて形成され、男女共同参画社会実現を阻害する一つの要因と なっています。

このような意識に捉われず、個人が主体的で多様な生き方を選択できるようにするためには、 学校や家庭、地域における教育や学習の果たす役割は極めて大きいといえます。

そのため、学校においては、人権・男女平等に関する教育や男女共同参画の視点に立った教育環境づくりなど、一人ひとりの個性と能力を伸ばす教育を推進するほか、家庭や地域において男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深めるための広報・啓発活動を拠点施設である男女共同参画センターを中心として積極的に展開します。

また、男女共同参画推進に取り組む民間団体に対し、人材育成や活動に対する支援及び連携を行うことにより、多くの市民の参画や活動の活性化を促し、民間団体の活動の裾野を広げ、市民の主体的な取組みを促進します。

基本目標Ⅱ

男女平等と人権の尊重

男女は平等であり、性別にかかわりなく一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。しかし、今なお、性別による差別的な取扱いや人権侵害が起きています。

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどは、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる行為です。しかも、加害者が身近な存在であるため、被害が潜在化しやすく深刻な状況となっています。

そのため、これら人間としての尊厳を損なう暴力を防止するための取組みや、被害への対応の 充実を図ります。

また、国籍にかかわらず誰もが安心して暮らせるよう、多文化共生を推進するとともに、情報 提供や相談体制の充実に努めます。

基本目標Ⅲ

あらゆる分野における女性の活躍

近年、女性の活躍という言葉が注目されていますが、あらゆる分野に女性が参画し、その能力 と個性を十分に発揮することのできる社会は、女性のみならず、男女が共に仕事と生活を両立で きることから、暮らしやすい社会の実現に繋がります。

とりわけ、政策・方針決定過程において、女性の参画を進めることは、女性の意見を社会に反映し、自分らしく活躍できる場が大きく広がることから、市役所や事業所において女性の登用や 人材の育成を積極的に進めていくことが重要です。

また、労働の場においては、依然として、賃金や仕事の内容等において、女性が不利な扱いを 受けているケースが見受けられ、能力を最大限に発揮することが難しい状況にあることから、男 女間の賃金格差の解消など、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠です。

さらに、自営の商工業や農林水産業などの分野では、男女ともに重要な担い手でありながら、 生産活動や地域活動における方針決定過程への女性の参画が遅れているほか、主に家族従業者で ある女性が家事や育児、介護などを担っており、経営などに参画するうえでの障害となっている ことから、経営者や家族従業者の立場にある男女の共同参画意識の醸成を促進し、労働環境の適 正化や、経営方針の決定過程への男女の参画を支援します。

基本目標Ⅳ

仕事と生活の調和を実現できる社会づくり

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するため、長時間労働など従来の働き 方を見直し、市民一人ひとりが仕事、子育てや介護、余暇などの家庭生活、地域活動、ボラン ティア活動、自己啓発など、多様な選択のもとに、バランスのとれた生き方ができる社会づくり が課題となっています。

このため、個人の意識変革を促すだけでなく、事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの 推進に取り組むよう積極的な働きかけを行います。家庭や地域においては、従来の固定的性別役 割分担意識に基づいた女性と男性のあり方を見直す取組みを推進します。

また、東日本大震災時において、男女のニーズの違い等への配慮の欠如、女性に対する暴力など、発生した問題への反省から、災害予防、被災時、被災後、復興等のすべての場面において、男女共同参画の視点を取り入れた対応を図ります。

さらに、母子家庭などのひとり親家庭の女性や子どもの貧困が深刻化していることから、生活 困難な状況にある家庭が経済的に自立し、安心して暮らすことのできる環境づくりを目指します。

基本目標V

生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援

生涯にわたり健康であり続けることは、すべての人々の願いです。しかし、心身の健康や性について不安を持つ人は多く、医療が発達する一方で、心身ともに健康を維持していくことが難しくなっています。

そのため、心身の健康や性に関する教育や相談、情報提供などを充実させ、男女の互いの性や健康についての理解の促進と日々の健康づくりを支援するほか、人権への配慮や多様な性を認め合うことが大切であることから、LGBT(性的少数者)への理解促進と支援に努めます。

また、女性には妊娠や出産の可能性があることから、男性とは異なる健康上の配慮が求められます。そのため、安心して出産できる環境の整備や、性差に配慮した医療を推進していくことが求められます。

さらに、高齢者や障害者など、困難を抱える方の自立と社会参加を支援することが大切です。

LGBT(性的少数者) とは

本計画において、LGBTとは、性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々のことを指します。

※LGBT:レズビアン(Lesbian)=女性同性愛者、

ゲイ(Gay)=男性同性愛者、

バイセクシュアル(Bisexual)=両性愛者、

トランスジェンダー(Transgender)=性同一性障害など、

の頭文字をとった単語であり、性的少数者の総称のひとつ。

6 重点的に実施する施策

総合的かつ計画的に施策を推進しつつ、重要課題や緊急性の高い課題については、迅速に取り 組む必要があることから、本計画では、基本目標ごとに重点的に実施する施策を以下のとおり設 定します。

<重点的に実施する施策>

① 固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組み

男女共同参画社会を実現するためには、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な 役割分担意識を解消していく必要があります。このような意識を解消し、男女共同参画に関す る認識やその意義に対する理解を深めるための広報・啓発活動を拠点施設である男女共同参画 センターを中心として積極的に展開します。

② 配偶者等からの暴力などの人権侵害の防止

配偶者やパートナー等からの暴力(以下「DV」という。)は、時には命にもかかわる重大な 人権侵害です。

DVの根絶に向けて、様々な機会を通じて意識啓発に力を入れるとともに、被害者の相談・保護・支援を行う体制を構築するため、「第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、施策を推進します。

③ 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

男女がともに個性と能力を発揮し、多様な意思が社会の政策・方針決定に公平・公正に反映されるためには、あらゆる分野において政策・方針決定過程に女性が参画していくことが必要です。 市役所においては、女性職員の管理職への登用や附属機関への女性委員の登用促進を図るほか、市内事業所における女性の活躍を促進します。

④ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女ともに、生涯を通じ、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らが希望する生き方を選択できるようにすることが大切です。

そのため、市では、長時間労働の削減など男性中心型労働慣行の変革や良好な職場環境づく りを促すとともに、仕事と子育て等の両立を可能とする男女がともに働きやすい環境の整備を 行います。

⑤ LGBT(性的少数者)への理解促進と支援

市民がLGBT(性的少数者)に関する正しい情報に触れて、人権への理解を深めていくことで、当事者が偏見や差別を受けることなく、自分らしく生活できるよう教育や啓発活動を積極的に進めるほか、相談等の支援に取り組んでいきます。



施策体系表



重点 重点的に実施する施策



活躍 女性活躍推進関連

基本目標

施策の方向性

基本的施策

Τ

男女共同参画 社会実現 に向けての 理解の促進

- 男女の個性と能力を 伸ばす学校教育の 推進
- 家庭や地域における

学習機会の充実

重点

- 3 男女共同参画を 推進する民間団体 との連携と支援
- ①市民の男女共同参画意識の醸成

①男女平等教育の推進

- ②男女共同参画に関する拠点施設の充実
- ③男女共同参画に関する学習機会の提供

②個性や能力を尊重した教育環境づくり

③子どもの教育に対する家庭や地域の積極的参画

- ①男女共同参画を推進する民間団体等への支援
- ②男女共同参画を推進する民間団体の交流と連携の推進

II

男女平等と 人権の尊重 配偶者等からの暴力の 防止と被害への対応

第2次千葉市DV防止·被害者支援基本計画

(重点)

- ①暴力を許さない地域づくりの推進
- ②相談体制等の充実
- ③被害者の安全確保の徹底
- ④被害者の自立と生活再建の支援
- ⑤施策推進体制の整備
- ①セクシュアル・ハラスメントの防止と被害への対応 セクシュアル・ハラス メントや性犯罪等の ②性犯罪等に対する安全対策
 - ③男女平等や人権侵害に関する幅広い相談事業の充実
- 3 国際的な視点に立った 相互理解と連携の推進

防止と被害への対応

- ①多文化共生の推進
- ②国籍に関わらず市民が安心して暮らせる環境づくり

 Π

あらゆる分野 における 女性の活躍 政策・方針決定過程 への女性の参画の 拡大

重点 活躍

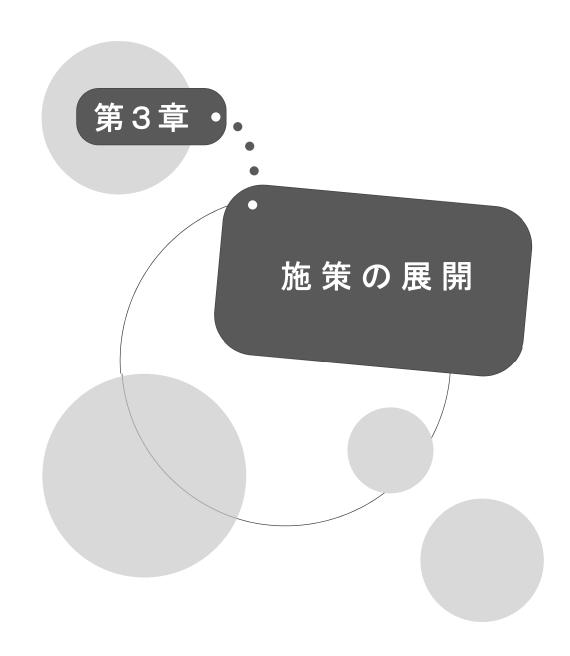
雇用の分野における 男女共同参画の推進

活躍

自営の商工業や農林 水産業の分野等に おける男女共同参画 の推進

- ①市の政策・方針決定過程における女性の参画の拡大
- ②事業所における女性の活躍推進
- ①職場における男女の機会均等
- ②女性の再就職等の支援
- ③ダイバーシティの推進
- ①女性の起業に対する支援
- (2)自営の商工業や農林水産業に従事する男女の協働の確立
- ③その他の分野における女性の参画

基本目標 施策の方向性 基本的施策 仕事と生活の調和 ①長時間労働の削減などの働き方改革と職場づくり (ワーク・ライフ・ ②家庭生活等と両立しやすい職場づくりへの支援 バランス)の推進 重点 活躍 V ①男性の家事・育児・介護への参画促進 仕事と生活の 2 男女がともに担う ②子育てに関する相談・支援 調和 を 家庭生活づくり 実現できる 社会づくり ①地域の各種団体への女性の参画促進 3 男女がともに担う ②地域住民の交流促進 地域社会づくり ③地域活動への市民参画の推進 ①男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発 男女共同参画の 視点に立った 防災体制の確立 ①ひとり親家庭の自立支援 5 ひとり親家庭等への ②貧困など困難を抱える人への支援 支援 ③子ども・若者の自立支援 ①性や健康に関する知識の普及啓発 性や健康への理解の ②性や健康に関する相談の充実 促進と健康づくり ③日々の健康づくりの支援 V 生涯にわたる 2 LGBT(性的少数者) ①LGBT(性的少数者)への理解促進と支援 への理解促進と支援 心身の健康と 性 · LGBT 重点 に関する 理解への支援 ①安心・安全な妊娠や出産の支援 3 妊娠・出産期の ②不妊治療に対する支援 父母への支援 ③乳幼児の親への支援 ④リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発 ①性差を考慮した医療の推進 4 生涯にわたる健康を 支援する医療の充実 ①介護や疾病の予防 5 高齢者や障害者の ②高齢者や障害者等が暮らしやすい環境整備 自立支援と社会参加 ③高齢者や障害者の日常生活の支援 ④高齢者や障害者への虐待の防止と被害への対応 ⑤障害者の相談・支援 ⑥障害者の自立と社会参加の支援



第3章 施策の展開

施策の方向性

1

男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進

現り状とは課り題

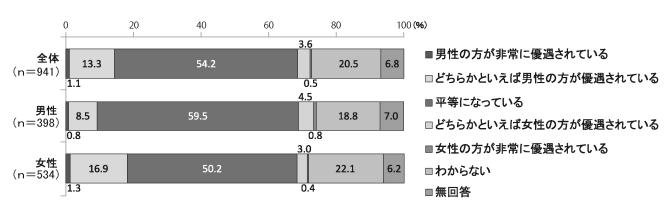
男女共同参画についての意識を高めていくうえで、学校教育は重要な役割を果たしています。 学校教育を通じて、男女平等の意識を培うことが、男女共同参画社会の基盤をつくることに繋が ります。

男女共同参画センターの「男女共同参画に関する意識調査」(平成25年度)によると、学校教育の場においては、「平等になっている」と回答した割合が最も高く、男女とも半数以上が「平等になっている」と回答しています(21-1)。

しかし、女子の大学進学率は増加傾向にあるものの、依然として男子の進学率を下回っているほか(図1-2)、理学、工学などの科学技術・学術分野では、他分野と比べ女性割合が低くなっています(図1-3)。子どもたちの将来が性別により固定化されることなく、主体的に自分の進路等を決定することができ、個性と能力を発揮していくことができる教育環境の整備が必要です。

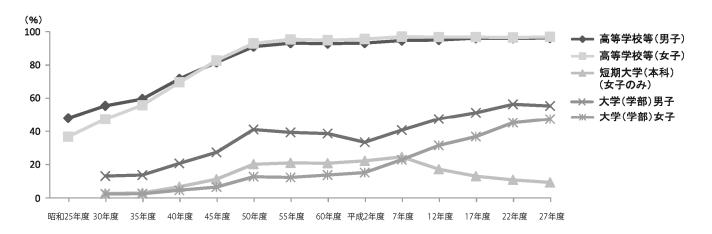
さらに、男女共同参画の視点に立った学校教育を行うためには、教育関係者に対する研修を充実させることに加え、子どもの教育に対する家庭や地域の積極的な参画を支援し、連携することが大切です。

図1-1 学校教育の場における男女の地位(性別)(千葉市)



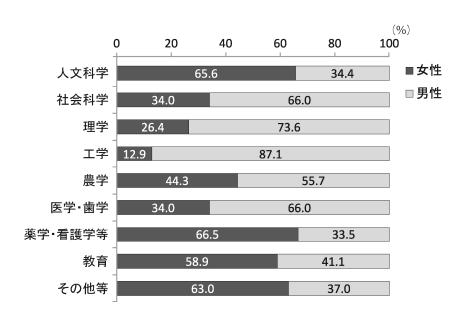
出典/千葉市男女共同参画センター「平成25年度男女共同参画に関する意識調査」より作成

図1-2 学校種類別進学率の推移(全国)



出典/文部科学省「学校基本調査」より作成

図1-3 専攻分野別に見た学生(大学(学部))の割合(性別)(全国)



出典/文部科学省「学校基本調査」より作成 ※その他等は「家政」「芸術」「商船」及び「その他」の合計

〈 具体的事業 〉

①男女平等教育の推進

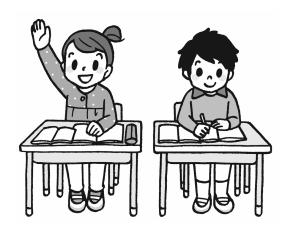
事業 番号	事業名	事業内容	所管課
11101	人権教育推進事業	学校教育において、生命・人権・人格を重んじた 「人間尊重の教育」を推進する。	指導課
11102	教職員研修の充実	教職員の階層に応じた研修を実施する。	教職員課 指導課 教育センター 養護教育セン ター
11103	保育所職員研修事業	保育の質の向上を図り、専門的で高度な知識や技術 を習得するため、職種別研修等を行う。	保育運営課

②個性や能力を尊重した教育環境づくり

事業番号	事業名	事業内容	所管課
11201	進路指導推進事業	将来の生き方を考える進路指導の推進に努める。	指導課
11202	職場体験の推進	中学校における職場体験を通して、働くことの意義 を自覚させ、勤労観・職業観を育む中で、主体的に 自己の生き方を考えさせる。	指導課
11203	スクールカウンセ ラー活用事業	臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリングを実施するとともに、教職員及び保護者に対する助言・援助を行い、いじめや不登校等の問題について未然防止や解決を図る。	指導課
11204	教育相談の充実	教育センター及び養護教育センター等において、教育相談(電話相談、来所相談、訪問相談等)を行う。	指導課 教育センター 養護教育セン ター
11205	キャリア教育の推進 〔新規〕	社会的・職業的自立に向けて必要な意欲・態度を育てるため、児童生徒の発達段階に応じ、一人ひとりが自己の進路・将来を主体的に考える小・中・高等学校を一貫した体系的・系統的なキャリア教育を実践する。	指導課
11206	ちばっ子商人育成 スクール 〔新規〕	多くの子ども達が様々な内容のキッズアントレプレナーシップ教育が受けられるよう、大学や企業等との連携を拡げることにより、市内各地域で多様な講座やイベント等を実施し、次世代を担う子どもの起業家精神を喚起する。	経済企画課

③子どもの教育に対する家庭や地域の積極的参画

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
11301	学校・家庭・地域 連携まちづくり推 進事業	各中学校区において、まちづくり推進会議を開催し、学区小中学校を核とした家庭と地域の三者が連携した安全・安心で過ごしやすいまちづくりを企画立案する。この活動を通して、子どもたちの地域に対する愛着や誇りを育む。	指導課
11302	家庭教育資料作成事業	小学校入学時、高学年になる5年生時及び中学校入学時に、保護者に子育て支援の一環として子育ての手引きを配布する。	健全育成課
11303	学校支援地域本部 推進 〔新規〕	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備するための学校支援地域本部を、より多くの学校区に設置する。	学事課



施策の方向性

2

家庭や地域における学習機会の充実

[重点施策]

現り状とは課り題

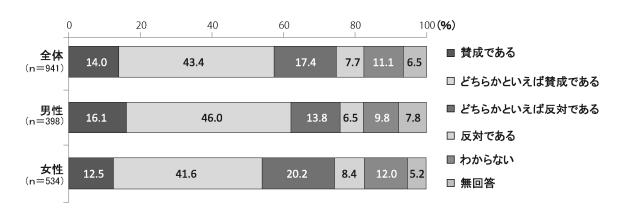
市民一人ひとりが男女共同参画についての意識を高め、自発的な行動ができるようにしていくためには、家庭や地域における学習機会の充実を図ることが重要です。

市はハーモニー講演会や男女共同参画週間等により、市民に男女共同参画の重要性を伝えるほか、男女共同参画センターを中心に各種講座の開催や情報収集・提供を行ってきました。しかし、男女共同参画センターの「男女共同参画に関する意識調査」(平成25年度)によると、「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方について、「賛成」と回答した割合が、男性で6割強、女性で5割台半ばを占めるなど固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが分かります(図1-4)。

また、男女共同参画センターの利用者や図書貸し出し冊数は減少傾向にあるなど(図1-5、図1-6)、男女共同参画センターの持つ機能が十分に活用されていない面もあります。

こうしたことから、男女共同参画社会実現に向けて更なる理解の促進を図るため、幅広い世代に対し、各種の媒体や機会を通じて広報・啓発活動を行うほか、男女共同参画センターの周知拡大の取組みや、現代の課題に対応した講座や情報収集・提供を行うなど、充実を図っていくことが課題です。

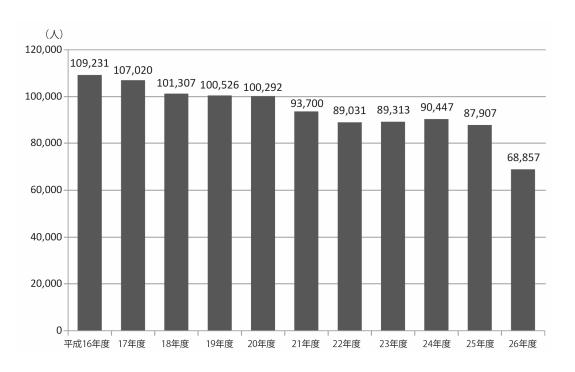
図1-4 「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方(性別)(千葉市)



出典/千葉市男女共同参画センター「平成25年度男女共同参画に関する意識調査」より作成



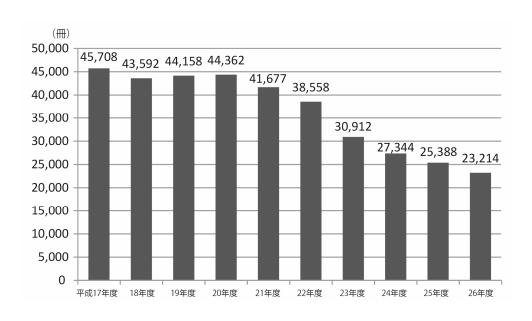
図1-5 男女共同参画センター利用者数の推移(千葉市)



出典/千葉市男女共同参画課資料より作成

※平成26年度の利用者数の減少は、主に施設管理システムの更新に伴い、集計方法が変更となったことによる。 実質的には、前年度と同程度の利用状況である。

図1-6 男女共同参画センター図書貸し出し冊数の推移(千葉市)



出典/千葉市男女共同参画センター「事業報告書」より作成

〈 具体的事業 〉

①市民の男女共同参画意識の醸成

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
12101	ハーモニー講演会の開催	男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発を目的とした講演会を実施する。	男女共同参画課
12102	男女共同参画週間の実施	毎年12月の市男女共同参画週間の周知を図るとともに関連行事を開催する。	男女共同参画課
12103	男女共同参画に関する情報誌の発行	男女共同参画センター情報誌「みらい」を発行し、 男女共同参画に関する情報提供を行う。	男女共同参画課

②男女共同参画に関する拠点施設の充実

事業番号	事業名	事業内容	所管課
12201	男女共同参画に関 する資料の収集・ 提供	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する各種資料を収集し、貸出等を行う。	男女共同参画課
12202	男女共同参画に関する調査研究	男女共同参画に関する調査や研究等を行い、現状の把握や施策への反映を行う。	男女共同参画課
12203	男女共同参画セン ターの機能充実 〔新規〕	男女共同参画社会の実現のため、拠点施設である男女共同参画センターの機能充実に向けて、施設の管理や実施事業の見直しなどを検討する。	男女共同参画課

③男女共同参画に関する学習機会の提供

事業番号	事業名	事業内容	所管課
12301	男女共同参画に関する資料の収集・ 提供 [基本目標 I-2-② の再掲]	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する各種資料を収集し、貸出等を行う。	男女共同参画課
12302	男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画センター等において、男女共同参画に関する講座を開催する。	男女共同参画課
12303	生涯学習施設にお ける男女共同参画 に関する講座の開 催	生涯学習施設において、男女共同参画に関する講座を実施する。	生涯学習振興課

男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援

現状と課題

本市では、現代社会を取り巻く様々な課題に関心を持った市民が、NPOや任意団体等を設立し、 講座の開催や講演会、会員向けの研修、相談、各種サービスの提供など、多様な活動を展開して います。このような民間団体の中には、男女共同参画社会の形成に貢献している活動を行ってい る団体も多くあり、活動をより活性化させていくためには、これらの団体との協働が重要です。

しかし、民間団体の多くは資金や人材、活動する機会の不足などの課題を抱えており、行政に 対し様々な支援を求めています。

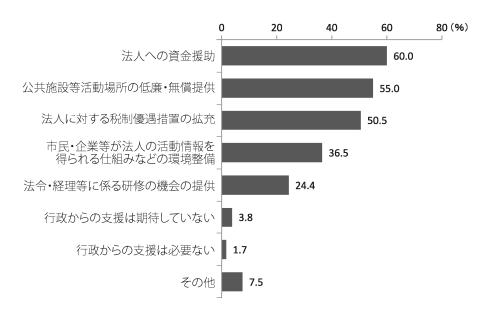
内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査」(平成26年)によると、必要とする行政による環境整備としては、「法人への資金援助」が6割と最も多く、以下「公共施設等活動場所の低廉・無償提供」「法人に対する税制優遇措置の拡充」となっています(図1-7)。

また、抱える課題としては、「人材の確保や教育」が7割を超え最も多く、以下「収入源の多様化」「法人の事業運営の向上」となっています(図1-8)。

このような現状から、活動場所の提供、研修機会の充実、必要となる情報の提供や交流促進など、状況に応じた民間団体との連携を推進し、それぞれの活動の向上を図っていくことが必要です。

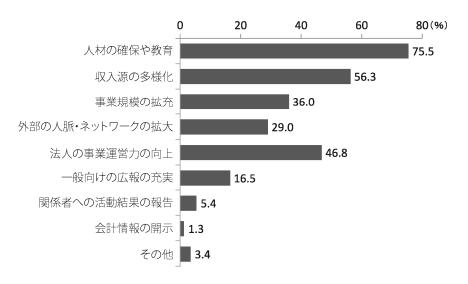
民間団体の活動テーマに関する高い専門性と柔軟な運営体制など優れた点を生かすことで、新たな課題への迅速な対応や幅広い啓発効果なども期待することができることから、様々な分野で民間団体と行政の連携を進めていくことが必要です。

図1-7 必要と考える行政による環境整備(全国)



出典/内閣府「平成26年特定非営利活動法人に関する実態調査 (NPO法人実態調査26年度版)」より作成

図1-8 抱える課題(全国)



出典/内閣府「平成26年特定非営利活動法人に関する実態調査 (NPO法人実態調査26年度版)」より作成

〈 具体的事業 〉

①男女共同参画を推進する民間団体等への支援

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
13101	民間団体に対する 活動支援	男女共同参画社会実現に向けて活動している団体や グループの交流及びネットワーク形成の支援、情報 の発信・収集を目的に団体登録を行う。	男女共同参画課
13102	民間団体を支える 人材の育成	男女共同参画を推進する団体を支える人材育成のための講座を開催する。	男女共同参画課
13103	市民企画講座の開 催	男女共同参画センターにおいて、市民の企画運営による男女共同参画に関する講座の開催を支援する。	男女共同参画課

②男女共同参画を推進する民間団体の交流と連携の推進

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
13201	男女共同参画センターまつりの開催	市民団体や市民との協働により、男女共同参画に関する講座や講演会、展示などを行うイベントを開催する。	男女共同参画課
13202	ちば男女・みらい フォーラムの開催	市民団体の活動推進、ネットワーク化や男女共同参画センターとの連携強化のため、シンポジウムなどを開催する。	男女共同参画課

基本目標 🎹 男女平等と人権の尊重

施策の方向性

1

配偶者等からの暴力の防止と被害への対応(第2次千葉市DV防止・被害者支援基本計画)

[重点施策]

現り状とは課り題

すべての市民が安全で安心して暮らせるよう、あらゆる暴力を生み出さない社会の実現が求められています。特に、配偶者等からの暴力(DV)は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DVは、親密な関係において行われる暴力であり、夫婦間や家庭内で行われるため、外部からその発見が困難であり、実態が潜在化する傾向があります。そのため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があるほか、DVは個人の問題であると片づけられてしまう面があります。また、被害者の多くが女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差等社会的・構造的な問題があるといわれています。

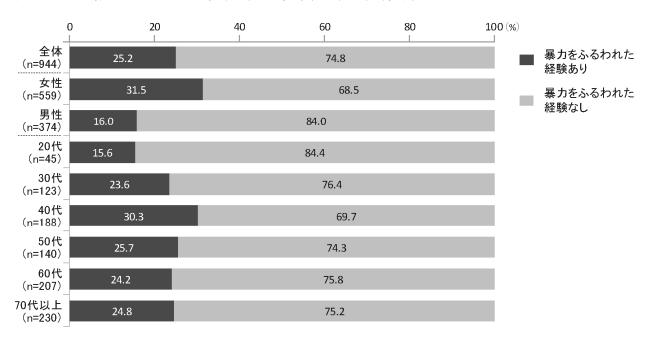
男女共同参画センターの「配偶者等における暴力に関する調査」(平成26年度)によると、女性の約3人に1人はDV被害経験があるなど(図2-1)、深刻かつ広範な影響を与えるものであり、単なる個人的な問題ではなく、社会全体でその解消に取り組まなければならない重要な課題の一つです。

本市では、平成24年7月に、「千葉市DV防止・支援基本計画」(平成24年7月~平成27年度)を 策定し、「DVの根絶」を基本理念として、平成25年10月に千葉市配偶者暴力相談支援センターを 開設する等、計画的・体系的にDV防止対策及び被害者支援体制の充実を図ってきました。

相談先の周知等により、センター開設後、相談件数が大幅な増となり(図2-2)、これまで潜在化していた被害者が相談に繋がる等、被害者支援の推進が図られていますが、DVの根絶に向けては、さらなる施策の充実が必要となっています。

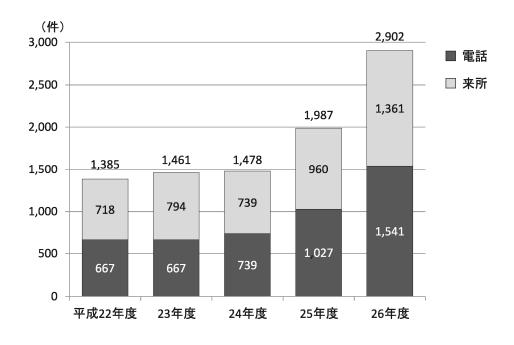


図2-1 暴力をふるわれた経験(性別、年代別)(千葉市)



出典/千葉市男女共同参画センター「平成26年度配偶者等における暴力に関する調査」より作成

図2-2 配偶者等からの暴力に関する相談件数の推移(千葉市)



出典/千葉市こども家庭支援課資料より作成

〈 具体的事業 〉

①暴力を許さない地域づくりの推進

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
21101	幼少期からの暴力 を防止するための 人権教育の推進	保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校において、心身の発達段階に応じ、幼少期から、他者を尊重し、暴力を防止するための人権教育を 推進する。	こども家庭支援課 保育運営課 保育支援課 指導課
21102	若者に向けたデートDV予防教育の推進	関係機関と連携し、デートDV予防プログラムの活用等、若者(中・高・大学生)を対象とした「デートDV」の予防教育を推進する。	男女共同参画課 こども家庭支援課 指導課
21103	暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発 活動の推進	暴力を許さない地域社会づくりに向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」や「パープルリボンキャンペーン」等に併せて、広報・啓発活動を行う。	男女共同参画課こども家庭支援課

②相談体制等の充実

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
21201	相談窓口等、被害 者支援制度の周知 の推進	DV相談カードやリーフレット、ホームページ等を活用し、相談窓口等、被害者の支援制度を広く市民に周知し、被害者を相談につなげる。	こども家庭支援課
21202	DV被害者の相談体 制の充実	配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の相談窓口において、専門相談員が、被害者の意向を尊重し、自己決定ができるよう、必要な情報の提供等の支援を行う。	こども家庭支援課 男女共同参画課
21203	被害者の状況に応じた相談体制の充実	様々な国籍の方や、高齢者、障害者、男性など、被害者の状況に応じた相談体制を充実させる。	国際交流課 男女共同参画課 高齢福祉課 障害者自立支援課 こども家庭支援課

③被害者の安全確保の徹底

事業番号	事業名	事業内容	所管課
21301	県や関係機関等と の連携による一時 保護体制の整備	県や関係機関等(民間団体含む)と連携し、一 時保護に取り組む。	こども家庭支援課
21302	情報管理と安全確 保の徹底	相談窓口や各種手続きを行う窓口等において、被害者等やその関係者の情報の漏えいを防ぐため、情報管理を徹底するとともに、住民基本台帳の閲覧制限等、被害者の情報を保護し、安全を確保する取組みを行う。	こども家庭支援課 業務改革推進課 区政推進課

④被害者の自立と生活再建の支援

事業番号	事業名	事業内容	所管課
21401	同行支援事業の充 実	被害者の生活再建を円滑に進め、諸手続きにかかわる負担を軽減するため、支援者による同行支援を行う。	こども家庭支援課
21402	生活再建に向けた 各種制度の情報提 供・活用の支援	被害者の生活再建を支援する各種の支援制度の情報を提供し、制度の円滑な活用を支援する。	こども家庭支援課 男女共同参画課 住宅整備課 住宅政策課
21403	被害者の自立を支援するためのステップハウスの利用支援 〔新規〕	民間団体と連携し、ステップハウスにかかわる 情報を提供し、円滑な利用を支援する。	こども家庭支援課
21404	DV被害者とその子 どもへのケアの充 実	DV被害者とその子ども達の自尊感情を回復し、 暴力によらない対等な関係を築く心理教育プログラムを実施する。	こども家庭支援課

⑤施策推進体制の整備

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
21501	要保護児童対策及 びDV防止地域協議 会の運営	警察、女性サポートセンター、弁護士、医療機関、民間支援団体など、DVにかかわる機関との情報交換・連携を図るとともに、DV被害者等の早期発見や適切な保護を図るため、個別家庭の情報共有や支援内容を協議する。	こども家庭支援課
21502	被害者を支援する 人材育成の推進 〔新規〕	「DV被害者支援養成講座」の実施、講座修了者へのフォローアップを行い、被害者を支援する人材を育成する。	男女共同参画課
21503	被害者支援及び加 害者対策について の調査研究	国や他自治体、民間団体等における被害者支援 や加害者対策の取組みを調査するとともに、相談事例の分析等を行い、今後の被害者支援施策 の参考とする。	こども家庭支援課

セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応

現り状と課り題

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった個人の名誉や尊厳を傷つけ、人権を侵害するば かりでなく、能力の発揮を妨げ、生活に深刻な影響を与えます。

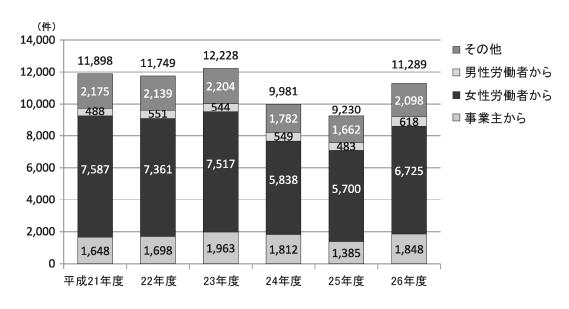
内閣府の「男女共同参画白書」(平成27年)によると、セクシュアル・ハラスメントの相談件数は、近年、増加傾向にあり、約6割が女性からの相談となっています(図2-3)。

セクシュアル・ハラスメントを解消していくためには、セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、男女が平等で互いの尊厳を重んじ、対等な関係が築けるよう、防止に向けての啓発や情報提供、相談体制の整備などを一層推進する必要があります。

また、千葉県警察の「犯罪統計」(各年確定値)によると、千葉市内の強姦の認知件数は、毎年 10件前後、わいせつの認知件数が70件を超えています(図2-4)。

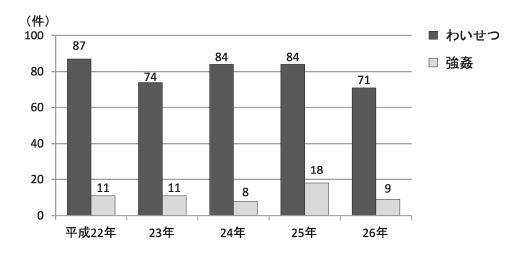
また、ストーカー行為の被害も深刻化しており、生命の危険に及ぶ事件に発展するケースも少なくなく、このような性犯罪等やストーカー行為が重大な人権問題であるとの認識を社会に広めていく啓発活動とともに、関係機関や民間団体と協力し、被害を未然に防ぐための情報提供や、被害者支援を行っていくことが必要です。

図 2 - 3 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの 相談件数(全国)



出典/内閣府「平成27年版男女共同参画白書」より作成

図2-4 性犯罪の発生状況 (認知件数) (千葉市)



出典/千葉県警察「犯罪統計」より作成

〈 具体的事業 〉

①セクシュアル・ハラスメントの防止と被害への対応

事業番号	事業名	事業内容	所管課
22101	セクシュアル・ハ ラスメントに関す る啓発や情報提供	セクシュアル・ハラスメントについて、情報誌 等による情報提供や講座の開催などを行う。	男女共同参画課
22102	パー プル リボン キャンペーンの実 施 〔新規〕	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為など、女性に対する人権侵害防止のための啓発を行う。	男女共同参画課こども家庭支援課

②性犯罪等に対する安全対策

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
22201	性暴力被害者の支援 〔新規〕	性暴力被害の予防と被害者支援のため、性暴力 被害者支援センターの事業経費を助成する。	男女共同参画課
22202	性犯罪等の防止と 被害者への支援に 関する情報提供	性犯罪等の防止や被害者の支援に関する情報提 供などを行う。	男女共同参画課
22203	パー プルリボン キャンペーンの実施 〔新規〕〔基本目標 Ⅱ-2-①の再掲〕	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為など、女性に対する人権侵害防止のための啓発を行う。	男女共同参画課こども家庭支援課
22204	防犯ブザー貸与	犯罪の被害を未然に防止するため、市立小・中・第二養護・養護学校の児童生徒に防犯ブ ザーを貸与する。	保健体育課

③男女平等や人権侵害に関する幅広い相談事業の充実

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
22301	苦情処理委員制度 の運営	男女共同参画に関する市の施策についての苦情や相談、性別による人権侵害などを受けた場合の被害者救済窓口として、苦情処理委員を配置し、周知する。	男女共同参画課
22302	ハーモニー相談の 実施	男女共同参画センターにおいて、電話や面接により、女性の悩みや不安について、女性の専門相談員による相談を行う。	男女共同参画課
22303	ハーモニー専門相 談の実施	男女共同参画センターにおいて、女性の精神科医や 弁護士による専門相談を行う。	男女共同参画課
22304	人権擁護委員による人権相談等への 支援	千葉人権擁護委員協議会へ助成することにより、人 権擁護委員による人権相談や人権啓発活動等への支 援を行う。	男女共同参画課
22305	男性相談の実施	電話・インターネットにより、男性の悩みや不安に ついて、男性の専門相談員による相談を行う。	男女共同参画課
22306	労働相談の実施	労働条件、社会保険・年金、職業訓練、パートタイムなど労働に関する悩み等について、労働相談員によるアドバイスや関係機関の紹介など、解決のための相談を行う。	経済企画課

現り状りとは課り題

国際社会の進展に伴い、国の男女共同参画施策においては、女子差別撤廃条約をはじめとする 男女共同参画に関連する各種国際規範・基準等に基づき、国際的な潮流を踏まえ、男女の人権の 尊重や女性地位の向上、性別による格差是正などの取組みが進められてきました。

本市には、現在、2万人以上の外国人住民が暮らしています(図2-5)が、国籍にかかわらず人権が尊重され、市民同士の多文化共生を図り、相互理解を深めていくためには、生活、防災、就労、DVなどに関する相談や情報提供、市政に対する意見や要望などを汲み取るなどの取組みを引き続き行うことが必要です。

また、国籍の異なる市民との交流を通じ、相互理解を促進するとともに、関係機関、団体等との連携を図るなど、一人ひとりが個人として尊重される社会づくりのために協力し合うことが不可欠です。

今後、ますますグローバル化の波はとどまることなく、平成32年(2020年)には、東京オリンピック・パラリンピックの一部競技が本市においても実施されます。多くの競技関係者、観光客、ビジネス客の来訪が見込まれることから、世界から認められる国際社会に適応した男女共同参画の形成に取り組むことが喫緊の課題です。

さらに、国際社会の動向及び先進的取組みに関する情報の収集・提供や、市民の理解を促進するための様々な取組みを引き続き行っていくとともに、国際的視野に立ち、女性を含め、多様な人材が活躍できる社会の構築に努めていく必要があります。

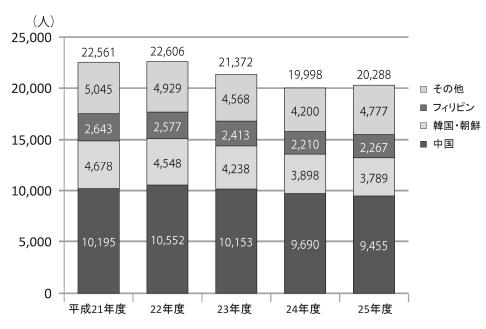


図2-5 外国人住民人口の推移(千葉市)

出典/千葉市「千葉市統計書(平成26年度版)」より作成

〈 具体的事業 〉

①多文化共生の推進

事業番号	事業名	事業内容	所管課
23101	男女共同参画に関する世界の動きの理解	女子差別撤廃条約など男女共同参画に関する国際的な動向について、情報収集や提供、講座などを行う。	男女共同参画課
23102	国際交流プラザの 管理運営	多文化共生や国際理解推進拠点である国際交流 プラザ管理を行う。	国際交流課

②国籍に関わらず市民が安心して暮らせる環境づくり

事業番号	事業名	事業内容	所管課
23201	各種情報誌制作事 業	外国語版生活ガイドブックを作成し、外国人市 民が不自由なく生活できるよう支援をする。	国際交流課
23202	外国人市民の人権 侵害に対する取組 み	配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどに関する外国語パンフレット等により、情報提供を行う。	国際交流課 男女共同参画課 こども家庭支援課
23203	外国人市民懇談会	外国人市民から、市政に対する意見·要望を聴 取する。	国際交流課



基本目標 あらゆる分野における女性の活躍

施策の方向性

1

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

[重点施策]《女性活躍推進関連》

現り状とは課り題

平成27年8月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる女性活躍推進法が制定され、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定が国、地方公共団体、民間事業主に義務付けられました(労働者300人以下の民間事業主については努力義務)。

国においては、「女性活躍」が最重要課題として掲げられ、様々な取組みが進められているところであり、本市においても、さらなる女性の活躍推進のための施策を展開し、男女共同参画社会の実現を目指すことになります。

社会の多様性と活力を高め、男女共同参画社会を実現させていくためには、政策・方針決定の 過程に男女共同参画の視点を取り込み、ともに責任を担う仕組みを確立したうえで、多様な意見 が公平・公正に反映された施策を構築し、一層の充実・強化に繋げていくことが課題といえます。 近年、国の施策と相まって、女性の活躍を強力に推進する民間の企業や団体のけん引により、 女性を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。女性活躍に関する機運は高まりつつあり、さ らに積極的な女性採用・登用が推進されていくことが期待されています。

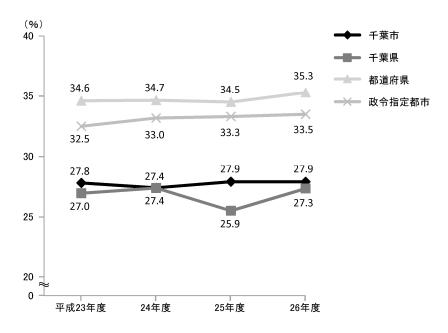
翻って、本市では男女共同参画社会の形成や女性に関する施策の推進に資するため、これまで新ハーモニープラン(後期計画)では、附属機関(審議会等)の女性委員の割合(図3-1)をできるだけ早く30%とすることを目標としてきましたが、依然として、特定分野への女性の参画が遅れています。

また、本市の管理職に占める女性職員の割合は、着実に伸びており、都道府県や政令市の平均 を上回っていますが、いまだ低い水準にあることが課題となっています(図3-2)。

多様な人材の能力の活用等の観点からも重要な担い手としての女性の役割を認識し、女性の活躍の機会を拡大していくため、あらゆる分野での女性の参画拡大を進めていくことが重要です。

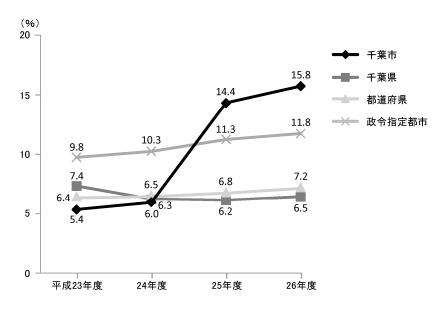


図3-1 審議会等委員総数に占める女性比率の比較



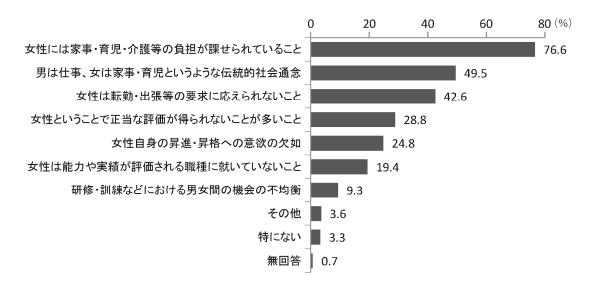
出典/内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成

図3-2 女性公務員の管理職の登用状況の比較



出典/内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成

図3-3 (参考)職場における女性の昇進・昇格の障害(千葉市)



出典/千葉市男女共同参画センター「平成27年度女性の"働くこと"についての調査」より作成

〈 具体的事業 〉

①市の政策・方針決定過程における女性の参画の拡大

事業番号	事業名	事業内容	所管課
31101	女性職員及び女性 教職員の登用促進	市政運営及び学校運営への女性職員・女性教職員の参画を促進する。	人事課 教職員課
31102	職域拡大の推進	男女に偏りのない(性別による差別のない)職員の配置を推進する。	人事課 全庁
31103	市職員に対する研修の充実	内部及び外部講師により、階層別に必要とされる研修(講義・演習)を実施する。	人材育成課
31104	ダイバーシティ推 進事業部の運営 〔新規〕	多様な人材活用の推進のため、ダイバーシティ推進 事業部を運営する。	男女共同参画課
31105	(仮称)ダイバーシティ推進協議会の設立・運営 〔新規〕	多様な人材活用の推進のため、関係機関による 「(仮称) ダイバーシティ推進協議会」を設立・運 営する。	男女共同参画課
31106	附属機関への女性 委員の登用促進	附属機関の委員選任にあたり、所管課と事前協議を 行い、女性委員の登用を促進する。	男女共同参画課
31107	附属機関の委員の 公募による選任の 推進	附属機関の委員の改選(新設)の際、所管と協議を 行い、公募による委員の選任を推進する。	市民自治推進課

②事業所における女性の活躍推進

事業番号	事業名	事業内容	所管課
31201	男女共同参画推進 事業者登録制度	男女共同参画を推進する取組みを積極的に行う事業者に対し、登録を行い登録証・登録マークを交付し、ホームページ等で広く市民に周知する。	男女共同参画課
31202	職場と家庭生活等 との両立を支援す る多様な制度の普 及促進	育児休業や介護休業、子育で期の勤務時間短縮等、 家庭生活等との両立を支援する制度について情報誌 等による情報提供や講座の開催などを行う。	男女共同参画課
31203	女性の活躍推進に 関する講座の開催 〔新規〕	男女共同参画推進事業者等を対象にロールモデルによる講座や取組事例の紹介等を行う。	男女共同参画課
31204	事業所等における 研修の支援	出前講座や講師派遣、資料の提供など、事業所等に おける研修を支援する。	男女共同参画課
31205	(仮称)ダイバーシティ推進協議会の設立・運営 (新規) [基本目標Ⅲ-1-①の再掲]	多様な人材活用の推進のため、関係機関による 「(仮称) ダイバーシティ推進協議会」を設立・運 営する。	男女共同参画課



施策の方向性

2

雇用の分野における男女共同参画の推進

《女性活躍推進関連》

現り状と課り題

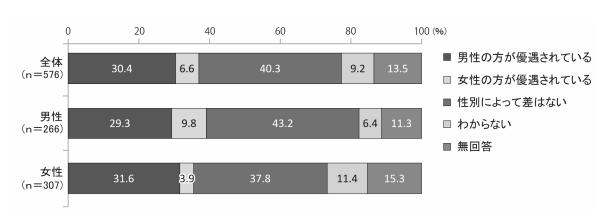
労働条件に関する基本法規である「労働基準法」では、性別による賃金差別を禁止しているほか、「男女雇用機会均等法」では、募集・採用から配置・昇進・教育訓練、定年・退職・解雇に至る雇用管理全般について、性別による差別的取扱いを禁止しています。

しかしながら、男女共同参画センターの「男女共同参画に関する意識調査」(平成25年度)によると、職場において「男性の方が優遇されている」と回答した割合は、男女とも約3割を占めています(図3-4)。また、性別による扱いの差の内容をみると、仕事の内容、管理職への登用、昇進・昇格、賃金等、職場のあらゆる場面で差別的待遇が存在しています(図3-5)。このような職場における不当な差別的待遇を解消するため、事業者に対し、各種の法律や制度が公正に運用されるよう、普及啓発していくことが重要です。

また、結婚・出産などによる離職後、再び就業を希望する女性に対して、再就職等についての情報提供、職業能力開発の支援をすることが必要です。

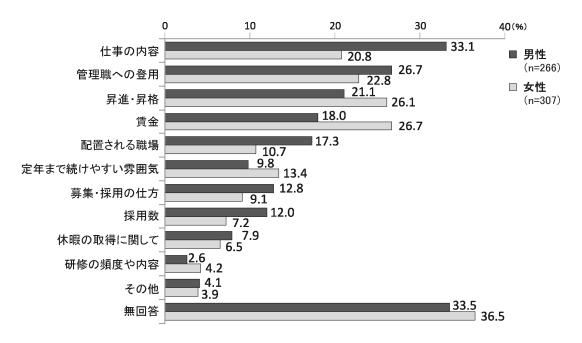
さらに誰もがその能力を十分に発揮することができる社会づくりのため、市と事業者、経済団体などが連携して、ダイバーシティ(多様性)の推進に取り組むことが重要です。

図3-4 職場における性別の扱いの差の有無(性別)(千葉市)



出典/千葉市男女共同参画センター「平成25年度男女共同参画に関する意識調査」より作成

図3-5 職場における性別による扱いの差の内容(性別)(千葉市)



出典/千葉市男女共同参画センター「平成25年度男女共同参画に関する意識調査」より作成

〈 具体的事業 〉

①職場における男女の機会均等

事業番号	事業名	事業内容	所管課
32101	男女共同参画推進 事業者登録制度 〔基本目標Ⅲ-1-② の再掲〕	男女共同参画を推進する取組みを積極的に行う事業者に対し、登録を行い登録証・登録マークを交付し、ホームページ等で広く市民に周知する。	男女共同参画課
32102	男女雇用機会均等 法など法律や制度 の周知	講演会や講座、情報誌などにより、情報提供を行い、雇用分野の法制度を周知する。	男女共同参画課 経済企画課
32103	労働者向け情報誌 発行事業	勤労者向けの各種情報を情報誌、ガイドブック、インターネット等を通じて提供する。	経済企画課
32104	労働相談の実施 〔基本目標Ⅱ-2-③ の再掲〕	労働条件、社会保険・年金、職業訓練、パートタイムなど労働に関する悩み等について、労働相談員によるアドバイスや関係機関の紹介など、解決のための相談を行う。	経済企画課

②女性の再就職等の支援

事業番号	事業名	事業内容	所管課
32201	キャリア形成や自己表現等に関する 講座の開催	男女共同参画センターなどにおいて、キャリアやライフプラン、自己表現など職業能力を開発・向上させる講座を開催する。	男女共同参画課
32202	女性への就労支援 〔新規〕	結婚、出産、子育てなどで離職した女性を対象に就職に向けたキャリアプランニングセミナーを開催する。	経済企画課
32203	女性への再就職支援	再就職に関する講座や情報提供、相談を行い、結婚 や育児などで退職した人の再就職を支援する。	男女共同参画課
32204	ふるさとハロー ワーク	ハローワークの求人検索システムによる職業紹介 と、市の就労・生活相談をワンストップで対応する ことにより、就労を支援する。	経済企画課
32205	就職活動に対する 支援	求職者に履歴書・職務経歴書の書き方指導や職業適性、面接の対処方法などの個別指導を行う。	経済企画課
32206	多様な就業形態に ついての情報提供	ワークシェアリングや在宅勤務、短時間正社員制度 など多様な就業形態について情報を収集、提供する。	男女共同参画課

③ダイバーシティの推進

事業番号	事業名	事業内容	所管課
32301	ダイバーシティ推 進事業部の運営 〔新規〕〔基本目標 Ⅲ-1-①の再掲〕	多様な人材活用の推進のため、ダイバーシティ推進 事業部を運営する。	男女共同参画課
32302	(仮称)ダイバーシティ推進協議会の設立・運営 (新規)[基本目標Ⅲ-1-①の再掲]	多様な人材活用の推進のため、関係機関による「(仮称)ダイバーシティ推進協議会」を設立・運営する。	男女共同参画課

《女性活躍推進関連》

現り状と課り題

働く女性が増え、多様な生き方、働き方として、起業も選択肢の一つに挙げられます。起業を希望する女性に対し、経営に関する知識やノウハウ、資金調達などの情報提供や研修、相談、資金面での支援などを行い、起業しやすい環境を整えることが求められます。

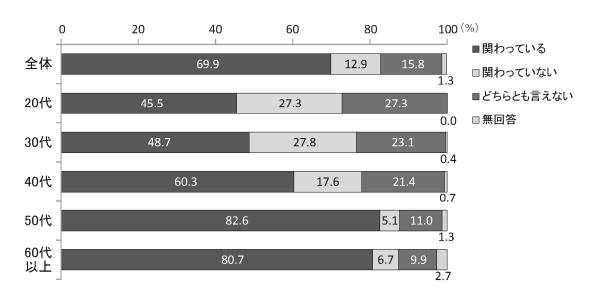
また、自営の商工業や農林水産業等の分野においては、経営者や家族従業者として働く女性は 労働力として重要な役割を担っていますが、家族経営では就業と家事・育児などの家庭生活が明 確に分けられないために、女性の労働が十分に評価されない面が残っています。

農林水産省の「女性の農業への関わり方に関するアンケート調査」によると、経営方針決定に関わっている女性は約70%となっています(図3-6)。また、女性の活躍に必要なこととしては、「女性自身の意欲・意識向上」と「家族の理解」が多くなっています(図3-7)。

今後は、社会全体が商工業や農林水産業に就く女性を労働者として正しく評価し、その労働環境の整備や労働条件の適正化のための支援をしていくことが必要です。

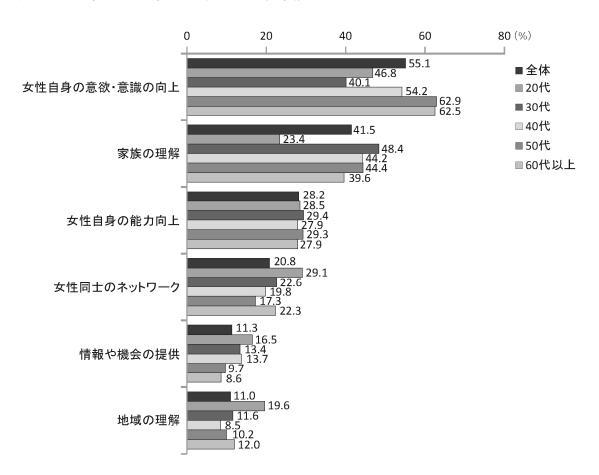
さらに、女性の参画が十分でない分野においては、その課題の解決や就職情報の提供などに取り組んでいくことが重要です。

図3-6 女性の農業経営の方針決定への関わり(全国)



出典/農林水産省「平成24年度女性の農業への関わり方に関するアンケート調査」より作成

図3-7 女性の活躍に必要なこと(全国)



出典/農林水産省「平成24年度女性の農業への関わり方に関するアンケート調査」より作成

〈 具体的事業 〉

①女性の起業に対する支援

事業番号	事業名	事業内容	所管課
33101	女性のための起業 準備セミナー	男女共同参画センターにおいて、女性の起業を支援するための講座を開催する。	男女共同参画課
33102	コミュニティビジ ネスの支援	コミュニティビジネスの情報提供及びシンポジウム などを通じて普及啓発に努めるとともに、起業に向けた支援を行う。	産業支援課
33103	資金調達支援 〔新規〕	新事業創出に向けた起業資金調達支援を行う。	産業支援課
33104	スタートアップ支 援の強化 〔新規〕	スタートアップ期にある事業者を支援するため、経 営知識等の習得等の支援を行う。	産業支援課
33105	インキュベート施 設の管理運営	インキュベート施設において、専任のコーディネー ターによる、将来性のあるビジネスプランを有する 創業者を支援する。	産業支援課
33106	相談・助言事業	新たに創業を志す者に対して、企業の立ち上げにあ たり必要となる情報を提供したり、様々な課題の解 決を支援するために、窓口相談を行う。	産業支援課

②自営の商工業や農林水産業に従事する男女の協働の確立

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
33201	農業版ハローワー ク事業	農家で働いてみたい市民と労働力を必要とする農家 が登録し、条件にあった相手と直接交渉し、雇用契 約等を結ぶための支援を行う。	農業経営支援課
33202	農業経営基盤強化 促進対策事業	農村女性が能力を十分発揮していくための条件整備 等を促進する。	農業経営支援課
33203	農業の担い手育成 〔新規〕	農業の担い手を確保・育成するため、農業知識の習得や技術の向上を図れるよう、新規就農希望者研修を行う。	農業経営支援課
33204	農業の6次産業化 の推進 〔新規〕	農家所得の向上を図るため、6次産業化を目指す農業者に対し、支援する。	農政課

③その他の分野における女性の参画

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
33301	科学教育の推進 〔新規〕	科学・技術を身近に感じることができる環境を創出 するため、未来の科学者育成プログラムを充実す る。	生涯学習振興課
33302	キャリア教育の推進 〔新規〕〔基本目標 【-1-②の再掲〕	社会的・職業的自立に向けて必要な意欲・態度を育てるため、児童生徒の発達段階に応じ、一人ひとりが自己の進路・将来を主体的に考える小・中・高等学校を一貫した体系的・系統的なキャリア教育を実践する。	指導課



基本目標 【【】 仕事と生活の調和を実現できる社会づくり

施策の方向性

1

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

〔重点施策〕《女性活躍推進関連》

現り状とは課り題

仕事と生活の調和を実現するためには、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働くとと もに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様 な生き方が選択・実現できることが重要です。

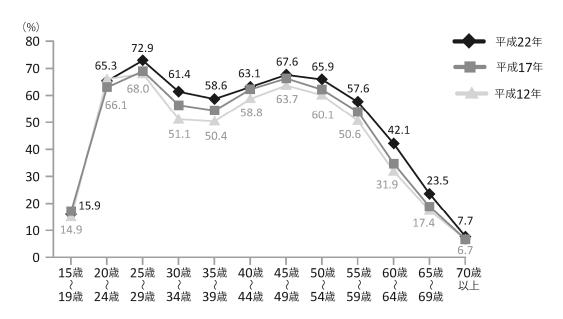
しかし、本市の女性の年齢階級別労働力率は、ほとんどの年代で上昇がみられるものの、依然として結婚・出産期に一時低下する、いわゆるM字カーブを描いています(図4-1)。

また、仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度についてみると、「仕事と家庭生活をともに優先」と回答した割合は、男女とも希望と現実の間に開きがあります(図4-2)。

女性が出産・育児等にかかわらず働き続けることができ、男女ともに自らの希望する働き方・ 生き方を選択できるようにするため、長時間労働の削減などの男性中心型の労働慣行の変革や仕 事と家庭の両立支援制度の充実等の職場環境整備を促す必要があります。

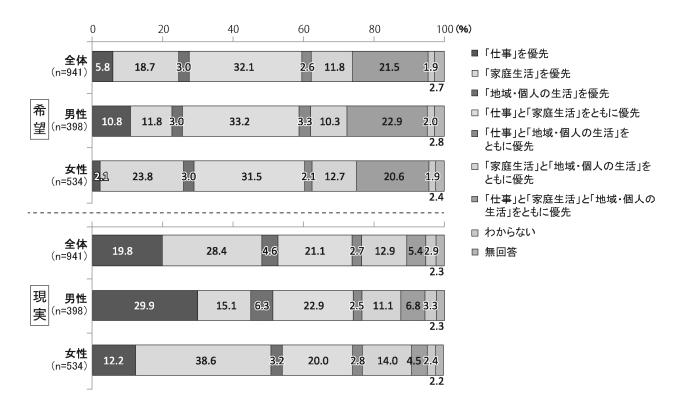
また、多様な保育需要への対応を図るなど、家庭生活と仕事を両立しやすい環境の整備に取り組む必要があります。

図4-1 女性の年齢階級別労働力率の推移(千葉市)



出典/総務省統計局「国勢調査結果」より作成

図4-2 仕事、家庭生活、地域・個人の生活優先度(性別)(千葉市)



出典/千葉市男女共同参画センター「平成25年度男女共同参画に関する意識調査」より作成

〈 具体的事業 〉

①長時間労働の削減などの働き方改革と職場づくり

事業番号	事業名	事業内容	所管課
41101	市職員の両立支援・子育て支援の 推進	次世代育成支援対策推進法に基づき、平成27年度に 策定した「特定事業主行動計画」(平成27~31年 度)の進捗状況を管理し、市職員に対する両立支 援・子育て支援策等の推進を図る。	給与課 関係各課
41102	市職員の多様な働 き方の促進 〔新規〕	市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、短時間勤務や在宅勤務等多様な働き方を促進する。	給与課 人材育成課
41103	労働時間短縮や休 暇取得に向けた意 識啓発	家庭生活や地域活動などとの両立と健康維持のため、長時間労働を見直し、休暇取得の促進に向けた 意識啓発を行う。	男女共同参画課 経済企画課
41104	男女共同参画推進 事業者登録制度 〔基本目標Ⅲ-1-② の再掲〕	男女共同参画を推進する取組みを積極的に行う事業者に対し、登録を行い登録証・登録マークを交付し、ホームページ等で広く市民に周知する。	男女共同参画課

②家庭生活等と両立しやすい職場づくりへの支援

事業番号	事業名	事業内容	所管課
41201	職場と家庭生活等 との両立を支援す る多様な制度の普 及促進 〔基本目標Ⅲ-1-② の再掲〕	育児休業や介護休業、子育で期の勤務時間短縮等、 家庭生活等との両立を支援する制度について情報誌 等による情報提供や講座の開催などを行う。	男女共同参画課
41202	多様な保育需要へ の対応 〔新規〕	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育ニーズに合わせ、保育メニューの拡充を行う。	保育運営課
41203	子ども・子育て支援新制度給付対象 施設の整備 〔新規〕	潜在的な保育需要に対応し、将来にわたり待機児童ゼロを継続するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に保育所等を整備する。	保育支援課
41204	子どもルーム整備・運営事業	授業の終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援の下で児童の健全育成を図る。また、段階的に対象学年を拡大していく。	健全育成課
41205	ファミリー・サ ポート・センター 事業	子どもを預けたい人、預かることができる人、双方 の会員を登録し、援助内容に応じて仲介を行う。	保育支援課
41206	病児・病後児保育 事業	病気回復期などのため保育所等に預けられず、保護者が就労等により、家庭での育児が困難な場合に、 診療所併設の施設で保育を行う。	保育支援課



施策の方向性

2

男女がともに担う家庭生活づくり

現り状とは課り題

家庭において、男女が対等な立場で、お互いに協力し合い、ともに責任を担っていくことが求められます。

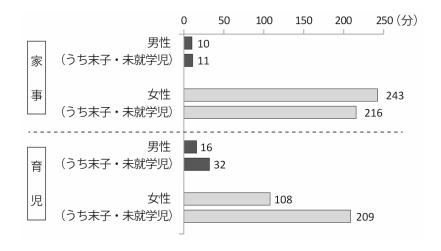
現在、男性の家庭生活への参画は徐々に進みつつありますが、女性と比べると家事・育児にかかわる時間が少ないなど、依然として家事・育児・介護等の負担を女性が担うケースが少なくありません(図4-3)。

男女共同参画センターの「男女共同参画に関する意識調査」(平成25年度)によると、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて、「夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかること」、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」と回答した割合が、男女ともに高くなっています(図4-4)。

男性が家事や育児、介護等を自らのことと捉え、主体的に参画するには、男性自身の意識改革を図るとともに、男性が家事や育児、介護の知識・技術を学ぶ機会を拡充していくことが必要です。

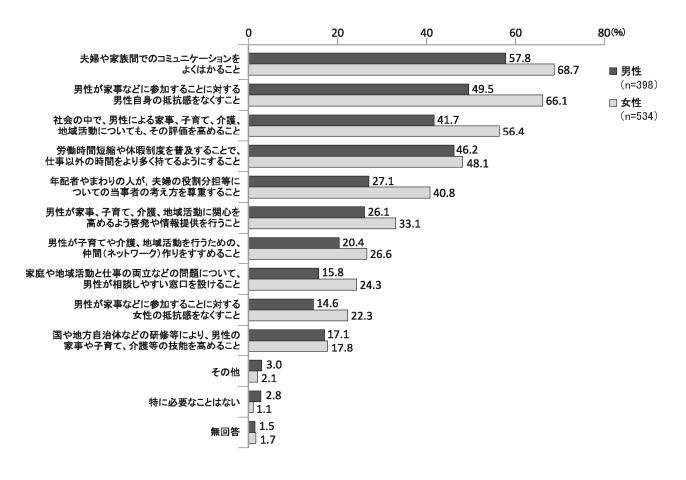
また、子どもを産み育てたいと望む人々が不安や孤立感を抱えずに、安心して子どもを産み、 健やかに育てることができる環境を整備することが重要です。

図4-3 子育で期の夫・妻の1日の平均家事・育児時間(千葉県)



出典/総務省統計局「平成23年社会生活基本調査結果」より作成

図4-4 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと(性別) (千葉市)



出典/千葉市男女共同参画センター「平成25年度男女共同参画に関する意識調査」より作成

〈 具体的事業 〉

①男性の家事・育児・介護への参画促進

事業番号	事業名	事業内容	所管課
42101	男性の家事・育児 に関する知識や技 術の習得	男女共同参画センター等において、男性の家事や育児に関する知識や技術を習得するための講座を開催する。	男女共同参画課
42102	地域子育て支援センター等における 父親向け講座・イベント等の実施	地域子育て支援センター等において、父親の子育て を支援する講座やイベント、レクリエーション活動 などを実施する。	保育支援課
42103	男性の子育て支援 〔新規〕	男性の子育てを支援するため、両親学級の土日開催 を拡充するとともに、男性の育児休業取得促進奨励 金など、様々な取組みを実施する。	健康支援課 保育支援課 男女共同参画課
42104	介護に関する実技 の習得	介護に関する知識や技術を習得するための講座等を 開催する。	男女共同参画課 高齢福祉課

②子育てに関する相談・支援

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
42201	家庭児童相談事業	各区保健福祉センターこども家庭課に非常勤嘱 託職員の相談員を配置し、児童と家庭にかかわ る各種相談業務を行う。	こども家庭支援課
42202	育児ストレス相談	1歳6か月、3歳児健康診査等で、育児不安があり援助が必要な保護者に対し、心理士、保健師が個別相談を行う。	健康支援課
42203	子育て支援総合コーディネート事業	「子育て支援館」において、各種子育でサービスの情報を収集し、インターネット等を活用して情報の提供を行う。 また、子育でに関する相談を受け、サービスの提供に必要な援助や関係機関との連絡調整を行う。	保育支援課
42204	地域子育て支援拠 点事業	乳幼児及びその保護者が相互交流する場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	保育支援課
42205	子 育 て 支 援 コ ン シェルジュ 〔新規〕	子育て支援コンシェルジュが、保育をはじめと した子育て支援サービス全般の利用に関する相 談・情報提供などを行う。	保育支援課
42206	子 育 て サ ポ ー ター・家庭教育ア ドバイザー配置事 業		生涯学習振興課
42207	養育支援訪問事業	育児不安や育児ストレスの強い家庭に対し、保健師等が訪問し、育児に関する相談、指導、助言を行う。	健康支援課
42208	保育所(園)地域 活動事業	地域の世代間交流、異年齢児との交流、子育て 家庭への育児講座、小学生低学年児童受入、そ の他交流事業を実施する。	保育運営課



男女がともに担う地域社会づくり

現り状とは課り題

誰もが暮らしやすく、活力のある地域づくりを進めるためには、福祉、教育、防災など、それ ぞれの分野に、性別や年齢等に関わらず、様々な市民の視点や意見が反映されることが重要です。

男女共同参画センターの「男女共同参画に関する意識調査」(平成25年度)によると、地域社会における男女の地位について、「男性の方が優遇されている」と回答した割合は、男性36.2%、女性47.0%と、女性の値が大きく上回っています(図4-5)。また、自治会長に占める女性の割合は約10%となっており、大多数が男性で占められていることが分かります(図4-6)。

男女双方の意見が反映され、ともに暮らしやすい地域社会を実現するため、地域活動団体に女性の会長や役員への登用を働きかけ、地域活動における女性の意思決定過程への参画を推進していくことが重要です。

また、男女がともに様々な地域活動に参加できるよう、地域活動に関する情報提供や支援を進めることが必要です。

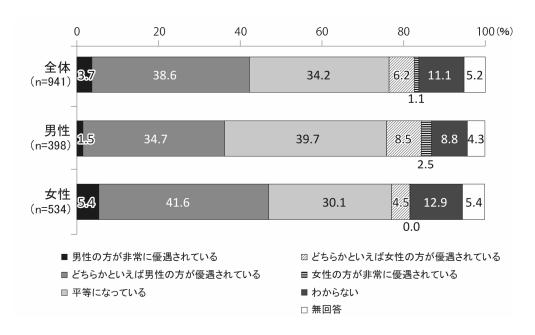
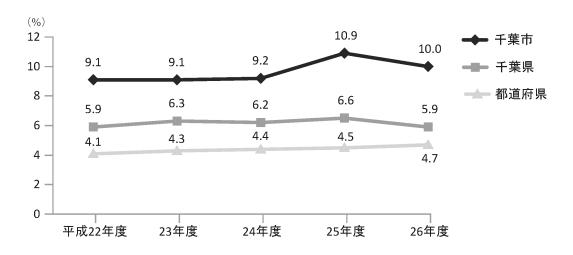


図4-5 地域社会での男女の地位(性別)(千葉市)

出典/千葉市男女共同参画センター「平成25年度男女共同参画に関する意識調査」より作成

図4-6 自治会長に占める女性の割合の比較



出典/内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成

〈 具体的事業 〉

①地域の各種団体への女性の参画促進

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
4310	地域活動団体にお ける女性役員の就 任促進 〔新規〕	市政や地域のまちづくりにおいて、女性の視点がさらに取り入れられるように、地域活動団体における女性役員の増加を図る。また、地域活動における女性の参画について普及啓発し、市民の理解を深める。	市民自治推進課 各区役所地域振 興課 男女共同参画課

②地域住民の交流促進

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
43201	区民まつり	6 区において、区民意識の醸成及び高揚を図るため、区民主体の実行委員会を設置し、各種催物等を 実施する。	各区役所地域振興課
43202	コミュニティまつり	各コミュニティセンターの利用者によるコミュニティまつり(各サークルの展示会、発表会等)を開催する。	

③地域活動への市民参画の推進

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
43301	やってみようよま ちづくり支援事業	地区計画の策定など、市民の地域レベルでの自主的なまちづくり活動に対し、出前講座・アドバイザー派遣・活動支援補助により支援する。	まちづくり推進課
43302	まちづくり活動団 体への助成 〔新規〕	市民主体のまちづくりを推進するため、地域課題の解決などに取り組む団体に対し、助成するとともに、地域のまちづくりのリーダー的人材の育成や、フォローアップ研修を行う。	中央区役所地域 振興課 緑区役所地域振 興課 美浜区役所地域 振興課
43303	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業	市社会福祉協議会が行う地区部会活動への支援や、 ボランティア養成等のボランティアセンター活動事 業に要する経費を助成する。	地域福祉課
43304	地域活動団体における女性役員の就任促進 〔新規〕〔基本目標 Ⅳ-3-①の再掲〕	市政や地域のまちづくりにおいて、女性の視点がさらに取り入れられるように、地域活動団体における女性役員の増加を図る。また、地域活動における女性の参画について普及啓発し、市民の理解を深める。	市民自治推進課 各区役所地域振 興課 男女共同参画課



男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

現状と課題

東日本大震災などの過去の災害時に、女性向けの衛生用品が十分に準備されていなかったり、 避難所によっては、着替えや入浴、乳幼児を抱えた母親の授乳等の女性のプライバシーに配慮し た場所が確保されていないという問題がありました。また、避難所において、女性に対する性的 な暴力があったという事例も報告されています。

内閣府の男女共同参画白書によると、女性が災害直後から避難所生活について困っていたこと として、「シャワーや入浴ができない」「着替えが少ない」「プライバシーが確保されていない」と 回答した割合が多くなっています(図4-7)。

また、都道府県や政令指定都市における防災会議の女性委員の割合をみると、本市では6.8%と低く、女性の参画が進んでいない状況です(図4-8)。

男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するためには、防災・復興体制の整備にあたり、 女性と男性のニーズの違いに的確に対応できるよう、防災・復興対策の企画・立案から決定に至 る意思決定の過程に女性の視点を反映させるとともに、災害時にリーダーシップを発揮できる女 性の人材を育成していくことが必要です。

図4-7 災害直後から避難所での生活について困っていること

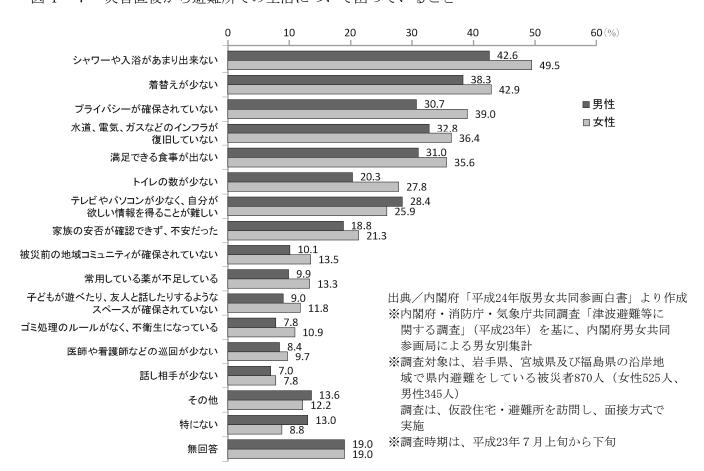
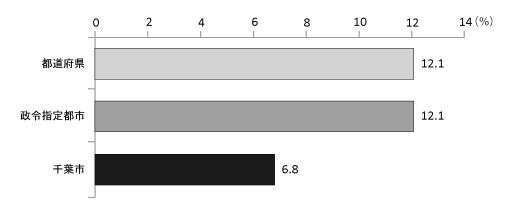


図4-8 防災会議における女性委員の割合の比較



出典/内閣府「平成26年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成

〈 具体的事業 〉

①男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発

事業番号	事業名	事業内容	所管課
44101	女性の視点を取り 入れた防災体制の 確立 〔新規〕	女性の視点を取り入れた防災体制を確立するため、 防災会議に「男女共同参画の視点を取り入れる部 会」を設置し、防災に関する計画の見直しや具体的 な防災対策を進めていく。	危機管理課
44102	自主防災組織の結 成率向上 〔新規〕	東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害発生時における自助・共助による防災活動を促進するよう、自主防災組織の結成率向上を図るとともに、女性の参画を促す。	防災対策課
44103	避難所運営委員会 の支援 〔新規〕	災害時に迅速かつ円滑に避難所開設・運営を行うため、市民主体で設立する避難所運営委員会の活動について女性が積極的に関わるための支援を行う。	防災対策課
44104	防災リーダーの育成 (新規)	自助・共助による地域の防災力の向上を図るために、防災に男女共同参画の視点を取り入れ、防災・減災に必要な知識や技術を持ったリーダーを養成する防災ライセンス講座を実施するとともに、男女共同参画センターを中心として防災ワークショップを実施する。	防災対策課 男女共同参画課

ひとり親家庭等への支援

現り状とは課り題

平成23年度、厚生労働省が実施した母子世帯等調査によると、全国のひとり親世帯数は、増加傾向にあり、離婚のほか、未婚等によりひとり親家庭になった割合も増えてきています。

「千葉市統計書」(平成26年)によると、ここ数年、母子家庭が4,500件を超えているほか、父子家庭も600件前後となっています(図4-9)。

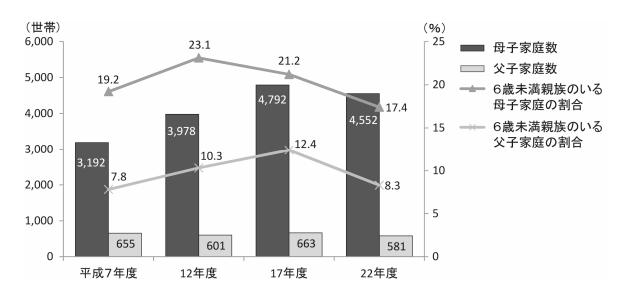
母子家庭は一般世帯に比べて平均所得額が低く、経済的に不安定な状況にあります(図 4 - 10)。母子家庭の母親が、よりよい条件で就業できるよう支援し、生活基盤の確立を促進する必要があります。父子家庭に関しては、男性は仕事優先との意識が社会的に依然として強いことから、職場の理解が得られず精神的な負担が重くなる問題等もあるため、育児と仕事が両立できるよう、環境面での支援をしていくことが重要です。

これからも、ひとり親家庭の親と子が安心して生活していくことができるよう、相談・支援体制を充実させていくことが重要な課題です。

また、非正規雇用が増大し、雇用の不安定化や低賃金などに伴う問題が指摘されており、貧困などの困難を抱える人への支援が必要となっています。

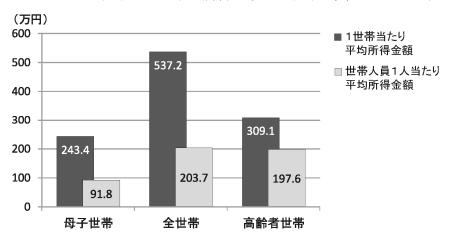
さらに、ニートや引きこもりなどの子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、 自立に向けて支援していくことも大切です。

図4-9 母子家庭及び父子家庭の世帯数と、そのうち6歳未満親族のいる世帯数の推移(千葉市)



出典/千葉市「千葉市統計書」より作成

図4-10 1世帯当たり平均所得金額及び世帯人員1人当たり平均所得金額(全国)



出典/厚生労働省「平成25年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」より作成 ※資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「平成25年国民生活基礎調査」

※所得は、平成24年1年間の所得である

〈 具体的事業 〉

①ひとり親家庭の自立支援

事業番号	事業名	事業内容	所管課
45101	母子・父子自立支 援員事業	母子・父子自立支援員を配置し、生活・育児・ 福祉資金の貸付等についての相談に応じる。	こども家庭支援課
45102	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親を対象に暮らし方・育児などについてのひとり親向け研修講座を「生活支援講習会事業」として実施する。 平日や昼間に育児や生活一般に関することなどについて、相談する時間がつくれない方のために電話相談を実施する。	こども家庭支援課
45103	母子家庭等就業・ 自立支援センター 事業	市とハローワークが連携し、就業相談や就労に 関する情報を提供する。 就業に結びつきやすい資格取得のための講習会 を実施する。	こども家庭支援課
45104	ひとり親家庭医療 費助成事業	ひとり親家庭等の保護者に対し、保険診療の範囲内で、医療費の助成を行う。	こども家庭支援課
45105	自立支援訓練給付 金事業等	就業に役立つ各種講座の受講や専門的資格取得のため、「自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」「高等職業訓練修了支援給付金」の母子家庭等自立支援給付金事業を実施する。	こども家庭支援課
45106	子育て短期支援事 業	保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境 上の理由により、家庭での養育ができない場合 に一時的に児童福祉施設等で養育を行う (ショートステイ)。また、保護者が仕事等で平 日の夜間又は休日に不在となる場合に児童福祉 施設等で児童を預かる(トワイライトステイ)。	こども家庭支援課

②貧困など困難を抱える人への支援

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
45201	生活困窮者自立支 援の促進 〔新規〕	生活自立・仕事相談センターにおいて生活の不安に関する相談や、生活困窮家庭の子どもへの学習支援を実施する。また、自立・就労サポートセンターにおいて求人情報の提供、職業紹介及び就職までのサポートを行う。	保護課

③子ども・若者の自立支援

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
45301	子ども・若者総合 相談センターの運 営 〔新規〕	「子ども・若者総合相談センターLink」を運営し、様々な悩みを抱える30歳代までの子ども・若者とその家族の相談を行う。	青少年サポート センター
45302	子ども・若者支援 協議会 〔新規〕	代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議を開催し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を行う。	健全育成課
45303	ひきこもり地域支 援センターの運営 〔新規〕	ひきこもり状態にある方や家族に対する相談、訪問 などの支援を行うため、ひきこもり地域支援セン ターを運営する。	精神保健福祉課

基本目標【】 生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援

施策の方向性

1

性や健康への理解の促進と健康づくり

現り状とは課り題

性や健康について正しい知識を持ち、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができる社会の実現が求められています。

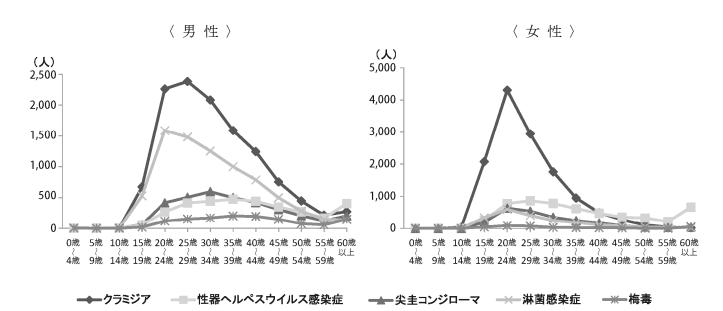
男女が互いの性や健康を理解し合うためには、家庭や学校、職場などにおける知識の普及啓発、 広報による情報提供などが重要です。

厚生労働省の「性感染症報告数」(平成26年)によると、性感染症については、男性では20代前半から30代前半で、女性では20代での報告件数が多くみられます(図5-1)。

性や健康に関する正しい情報の提供は、早い時期から行うようにするとともに、それぞれが正 しい理解に基づいて行動できるようにしていくことが大切です。

また、現在では、厚生労働省の「労働安全衛生調査」(図5-2)の結果からわかるように、職場などでストレスを感じる人も多く、身体の健康だけでなく、心の健康維持も重要な課題となっています。そのため、相談窓口の充実など、心身ともに健康を維持・増進できる環境づくりを支援していくことが重要です。

図 5-1 性感染症(STD)報告数(性・5歳階級別)(平成26年・全国)

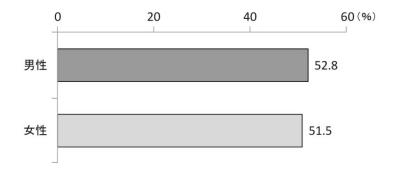


出典/厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/04/tp0411-1.html) より作成

※資料:「感染症発生動向調査」

※平成26年の報告数については、概数である

図5-2 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる(性別)(全国)



出典/厚生労働省「平成25年労働安全衛生調査 (実態調査)」より作成

〈 具体的事業 〉

①性や健康に関する知識の普及啓発

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
51101	性や健康に関する 情報提供や講座の 開催	性や健康に関する正しい知識を習得するために、情報提供を行う。また、男女共同参画センター等において、更年期など性や健康に関する講座を開催する。	男女共同参画課
51102	学校における保健 学習・指導の充実	児童生徒の健康課題に対応するため、性教育をはじめ、薬物乱用防止教育、喫煙防止教育、生活習慣病に関する教育等、自他ともに大切にする教育を実施する。	保健体育課
51103	思春期保健対策事業	思春期の子ども及びその親に対して、生命の尊厳について学び、父性母性の涵養を図ることを目的とし、赤ちゃんとふれあう体験学習を実施する。また、思春期の心とからだの発達とその特徴、対応について知識の普及及び相談を実施する。	健康支援課
51104	エイズ対策推進事業	エイズに関する正しい知識の普及啓発、高等学校等におけるエイズ予防に関する講演会への講師派遣、 HIV等抗体検査及びエイズ相談カウンセリングを 実施する。	健康企画課
51105	健康教育事業	健康に関する知識の普及啓発のために、テーマごとの講習会等を実施する。喫煙については、保健師が個別指導を実施する。	健康支援課
51106	男性の心身の健康 に関する支援	男性の心身の健康に関する相談や情報提供等を実施する。	男女共同参画課

②性や健康に関する相談の充実

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
51201	女性の健康支援事 業	女性特有の健康問題について、保健師による専用電話相談や、女性医師等による健康相談を実施すると 同時に、知識の普及啓発を図る。	健康支援課
51202	健康相談事業	保健師・管理栄養士・歯科衛生士が、心身の健康に 関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。	健康支援課
51203	LGBT (性的少数者)相談窓口の充実 (新規)	LGBT(性的少数者)専門相談窓口を設置し、運営する。	男女共同参画課

③日々の健康づくりの支援

事業番号	事業名	事業内容	所管課
51301	食の実践教室	保健福祉センター健康課において、食・身体活動を 中心とした健康づくりを心がけ実践する人を増や す。	健康支援課
51302	ヘルスサポーター の養成教室	自ら健康づくりを実践するとともに、地域の中心となって運動を継続するヘルスサポーター(健康づくり支援者)を養成する。	健康支援課
51303	食生活改善事業	地区ボランティアとして活動する食生活改善推進員の養成及び教育をする。また、食生活改善推進員の地区活動を支援する。	健康支援課

施策の方向性

2

LGBT(性的少数者)への理解促進と支援

[重点施策]

現し状しとは課題

LGBT (性的少数者) と言われる同性愛や性同一性障害の方々は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会の中でさまざまな困難に直面しています。近年、LGBT に関するさまざまな報道が行われるようになり、また、各種の団体による統計・調査では、LGBT の割合は、人口の数%との結果が出ています。多様な性のあり方について、理解を広めていく取組みが求められています。本市は、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、LGBTに関する正しい情報の提供を行っていくとともに、理解促進のための教育や啓発活動を積極的に進めるほか、相談等の支援に取り組んでいきます。

〈 具体的事業 〉

①LGBT(性的少数者)への理解促進と支援

事業番号	事業名	事業内容	所管課
52101	LGBT (性的少数者)の理解促進 〔新規〕	LGBT理解促進のため、男女共同参画センターなどで 講座を開催する。	男女共同参画課
52102	学校におけるLGBT (性的少数者)の 理解促進 〔新規〕	学校現場においてより適切な支援を実施するため、 管理職を中心として教職員向けにLGBT理解促進のた めの研修を実施する。	指導課
52103	LGBT (性的少数者)相談窓口の充実 (新規)[基本目標 V-1-②の再掲]	LGBT(性的少数者)専門相談窓口を設置し、運営する。	男女共同参画課
52104	公的証明書におけ る性別欄の廃止 〔新規〕	公的証明書類における性別記載の廃止や記載の有無 を選択できるよう取り組む。	男女共同参画課

妊娠・出産期の父母への支援

現り状と課り題

わが国では、医療などの発展に伴い、妊娠や出産を取り巻く環境の整備が行われてきましたが、 現在でも、育児に悩む人は少なくありません。

内閣府の「都市と地方における子育て環境に関する調査」(平成23年度)によると、子育て中の親の多くは、経済的な負担のほか、「自分の自由な時間が持てない」ことや「子どもが病気のとき」などに不安を抱えています。また、子育てによる精神的・身体的な疲れが大きいとした回答は、妻が夫を大きく上回っています(図5-3)。

子育て中の親の不安や負担を少しでも軽減するため、相談や情報提供の充実を図るほか、健康 診査や保健指導などを行い、乳幼児の発育や妊娠・出産期の健康管理を支援していくことが重要 です。

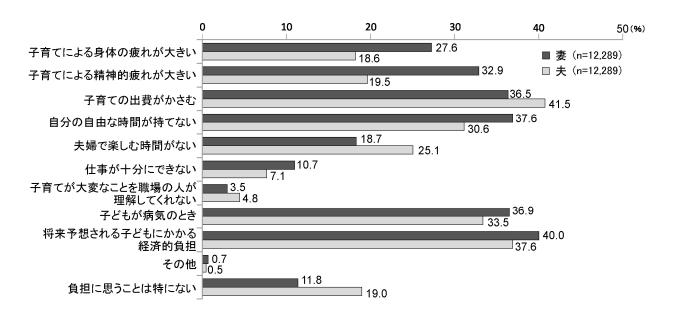
また、高齢での出産や不妊治療を受ける夫婦が増えていることから、安心して妊娠・出産ができる環境の整備を進めることが求められます。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関し、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識 を得て、理解を深めるため、正しい情報の提供を行っていくことが必要です。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(Reproductive Health/Rights、性と生殖に関する健康と権利)とは

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス / ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

図5-3 子育てをしていて、負担・不安に思うこと(夫婦別)(全国)



出典/内閣府「都市と地方における子育て環境に関する調査」(平成23年度)より作成

〈 具体的事業 〉

①安心・安全な妊娠や出産の支援

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
53101	エンゼルヘルパー 派遣事業	妊娠中や出産後間もない核家族世帯を対象にヘルパーを派遣し、家事援助や育児援助を行う。	保育支援課
53102	出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産したとき、世帯主に対し、出産育児一時金を支給する。	健康保険課
53103	妊娠・出産に関す る相談 〔新規〕	保健師等の専門職が妊娠・出産に関する相談に応じ、適切なアドバイスをする。	健康支援課
53104	母親&父親学級	妊婦及びそのパートナーに対し保健師・栄養士・歯 科衛生士・助産師により、妊娠中及び産後の保健、 お産の準備、育児、父親の役割などわかりやすく指 導する。	健康支援課

②不妊治療に対する支援

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
53201	不妊専門相談セン ター・特定不妊治 療費助成	不妊専門相談センターにおいて、不妊症及び不育症に関する複雑な悩みに対し、専門的・医学的な相談・支援を行う。また、不妊治療による夫婦の経済的負担軽減を図るため、特定不妊治療費の助成を行う。	健康支援課

③乳幼児の親への支援

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
53301	妊産婦・新生児訪 問指導	助産師等が、妊産婦・新生児のいる家庭を訪問し、 健康状態の確認や出産・育児等にかかわる様々な相 談に応じる。	健康支援課
53302	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を地域保健 推進員や助産師等が訪問し、健康状態の確認や育児 等にかかわる様々な相談、育児に関する情報提供を 行う。	健康支援課
53303	出産・育児の電話相談	保健福祉センターにおいて出産する病院の情報、新生児の育児に関する相談への対応を保健師が中心に 実施する。(内容により助産師、管理栄養士、歯科 衛生士に引き継ぐ)	健康支援課
53304	妊娠・出産に関する相談 〔新規〕〔基本目標 V-3-①の再掲〕	保健師等の専門職が妊娠・出産に関する相談に応じ、適切なアドバイスをする。	健康支援課

④リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発

事業番号	事業名	事業内容	所管課
53401	リ プ ロ ダ ク テ ィ ブ・ヘルス/ライ ツの理解促進 〔新規〕	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ理解促進のため、情報提供や講座の開催を行う。	男女共同参画課
53402	妊娠・出産に関する相談 〔新規〕〔基本目標 V-3-①の再掲〕	保健師等の専門職が相談に応じ、適切なアドバイスをする。	健康支援課

施策の方向性

4

生涯にわたる健康を支援する医療の充実

現り状とは課り題

生涯を通じて健康な生活を送ることは、すべての人々の願いであり、性別や年代などに応じた きめ細かい医療の充実によって、生涯にわたる健康づくりを支援していくことが求められていま す。

特に、女性は、妊娠・出産や女性特有の疾病など(図5-4)、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、ライフステージの各段階に対応した適切な健康支援をしていくことが重要です。

また、現在、医療のあり方は、疾病そのものを診断するという考えから、患者一人ひとりの性別や年齢、生活習慣、遺伝子情報などを基に、個別に対応していく考えが広がりつつあり、男女の性差を考慮した医療(GSM:Gender Specific Medicine)に十分配慮することが必要です。

このような社会的な流れを踏まえ、さらに医療を充実させることにより、生涯にわたる健康づくりを支援していくことが課題です。

男女の性差を考慮した医療(GSM: Gender Specific Medicine の略)とは 生理的、生物学的な性差等があるため、同じ疾患でも男女は異なるという考えに基づいた医療。

図5-4 女性・男性に多い病気(全国)

女性に多い病気	性別患者数(千人)	
文圧に多い内式	女性	男性
本態性(原発性)高血圧(症)	5,631	4,413
高脂血症	1,465	596
関節症	957	293
歯肉炎及び歯周疾患	1,942	1,373
骨粗しょう症	509	35
気分[感情]障害(躁うつ病を含む)	700	418
う蝕	1,059	786
脊椎障害(脊椎症を含む)	835	577
アルツハイマー病	392	142
白内障	547	309

男性に多い病気	性別患者数(千人)	
労住に多い内式	男性	女性
インスリン非依存性糖尿病	1,246	944
慢性閉塞性肺疾患	183	79
その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	198	96
痛風	106	5
その他の精神及び行動の障害	206	129
慢性腎不全	185	110
狭心症	328	257
陳旧性心筋梗塞	98	30
その他の糖尿病	465	399
睡眠障害	308	242

出典/厚生労働省「平成26年患者調査」より作成

〈 具体的事業 〉

①性差を考慮した医療の推進

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
54101	両市立病院運営管理事業 (女性専用外来の 実施)	更年期障害など女性ホルモンに起因する女性特有の 疾患に対する医療を提供し、生涯にわたる健康の維 持を目的とした「女性専用外来」を運営する。	経営企画課 青葉病院地域連 携室 海浜病院地域連 携室
54102	女性の健康支援事業 〔基本目標V-1-② の再掲〕	女性特有の健康問題について、保健師による専用電話相談や、女性医師等による健康相談を実施すると同時に、知識の普及啓発を図る。	健康支援課

高齢者や障害者の自立支援と社会参加

現り状とは課り題

高齢者の尊厳が守られ、地域の中でいきいきと安心して暮らし続けることができる社会が求められています。

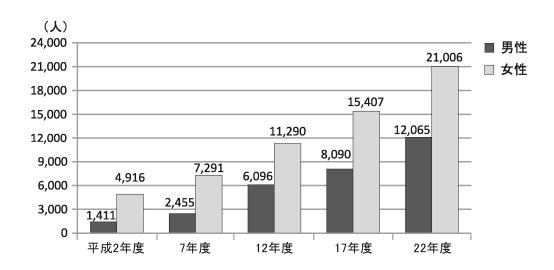
総務省の「国勢調査」(平成22年)によると、本市では高齢単身者数が男性も女性も大幅に増えており、平成22年には男性12,065人(前回調査より49%増)、女性21,006人(同36%増)となっています(図5-5)。

また、本市の「高齢者保健福祉推進計画(介護保険事業計画)」(平成27~29年度)によると、要介護及び要支援認定者数もここ数年増加をしており、今後もこの傾向は続くと思われます(図 5-6)。

高齢者の生活環境や健康などに関する不安を軽減するため、高齢者の就業や学習、地域活動などへの参画を促進し、高齢者が住み慣れた地域で「社会を支える力」として、心身ともに健康で生きがいをもって生活できるよう、支援を進めるとともに、介護サービスの充実を図っていくことが必要です。

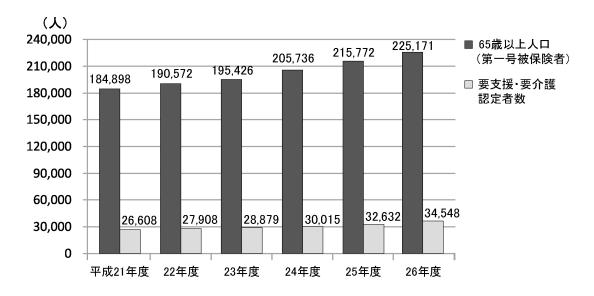
さらに、障害者が自立し、社会を支える一員として働き、地域社会に貢献するなど、充実した 生活を送ることができるよう、年齢、障害の種類や程度に関わらず、就業や学習、地域活動など に参画できる機会を拡充するなど、環境の整備を進めていくことが重要です。

図5-5 65歳以上の高齢単身者数の推移(性別)(千葉市)



出典/総務省統計局「国勢調査結果」より作成

図5-6 要介護 (要支援) 認定者数の推移 (千葉市)



出典/千葉市「千葉市高齢者保健福祉推進計画(介護保険事業計画)(平成27~29年度)」より作成

〈 具体的事業 〉

①介護や疾病の予防

事業番号	事業名	事業内容	所管課
55101	訪問指導事業	対象者の家を訪問し、家庭における療養、介護予防、機能訓練の方法や疾病予防、栄養、口腔内衛 生、認知症等に関する指導をする。	健康支援課
55102	生きがい活動支援通所事業	高齢者が、いきいきプラザ・いきいきセンターで実施する日常動作訓練や趣味活動などに参加し、介護が必要になる状態に陥ることを予防する。	高齢福祉課
55103	介 護 支 援 ボ ラ ン ティア制度の充実 〔新規〕	高齢者の健康増進や介護予防の促進を図るため、高齢者の介護施設等でのボランティア活動による地域 貢献・社会参加を支援する。	介護保険課
55104	シニアリーダーの 育成 〔新規〕	介護予防の促進を図るため、介護予防の知識と運動 指導のノウハウの習得を図るシニアリーダー講座を 開催する。	地域包括ケア推進課

②高齢者や障害者等が暮らしやすい環境整備

事業番号	事業名	事業内容	所管課
55201	障害者や高齢者に やさしいまちづく り事業	障害者や高齢者が積極的に社会参加できるよう、安全かつ快適に利用できる施設の整備を目指し、特定建築物及び公益的施設等の事業者に協力を求めるとともに指導助言をする。	地域福祉課 交通政策課 建築指導課 公園管理課 維持管理課
55202	高齢化に対応した 住宅の確保	市営住宅の建替えに際し、全住戸の室内の段差解消や手すりの設置などの高齢化対応を図る。また、高齢者に配慮した優良な賃貸住宅の情報提供及びサービス付き高齢者向け住宅の登録を実施する。	住宅政策課 住宅整備課
55203	千葉市民間賃貸住 宅入居支援制度· 補助制度	60歳以上の単身者または60歳以上の高齢者を含む世帯や障害者世帯等に対し、(一社)千葉県宅地建物取引業協会千葉支部及び(公社)全日本不動産協会千葉県本部の協力のもと、民間賃貸住宅の情報を提供する。また、同制度を利用して民間賃貸住宅に入居する際に家賃債務保証会社と保証委託契約をした場合、初回分の保証委託料の2分の1(限度額2万4千円)を補助する。	住宅政策課
55204	地域参画型コミュ ニティバス等導入 の推進 〔新規〕	公共交通が不便な地域での移動手段を確保するため、地域主体によるコミュニティバス等の導入を促進する。	交通政策課

③高齢者や障害者の日常生活の支援

事業番号	事業名	事業内容	所管課
55301	あんしんケアセン ター(地域包括支 援センター)運営 事業	高齢者が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、介護予防ケアプランの作成をはじめ、介護や福祉などに関する様々な相談に応じるほか、権利擁護などの支援を行う。	地域包括ケア推進課
55302	生活支援サービスの充実 〔新規〕	高齢者の生活支援の基盤強化を図るため、生活支援 コーディネーターを配置するとともに、地域におけ る生活支援・介護予防のニーズを把握し、必要な サービスを創出する。	地域包括ケア推進課
55303	在宅介護者支援の 充実 〔新規〕	家族介護者の身体的・精神的負担を軽減するため、 家族介護者の相談を専門的に行う機関を設置すると ともに、介護技術の講習を行う。	高齢福祉課
55304	三世代家族同居の 支援 〔新規〕	高齢者の孤立防止や家族の絆の再生を図るため、三世代家族の同居などに要する費用の一部に助成する。	高齢福祉課
55305	介護相談員派遣事業	介護相談員が施設等を訪問して、利用者等の相談を 受け、その内容を施設等の管理者・職員に伝えるこ と等により、利用者等の不安・不満の解消やサービ スの質の向上を図る。	介護保険課

④高齢者や障害者への虐待の防止と被害への対応

事業番号	事業名	事業内容	所管課
55401	障害者虐待防止の 普及啓発 〔新規〕	障害者虐待について、市民の知識や理解を深めるため、障害者虐待防止リーフレットを作成・配布するとともに、障害者虐待防止にかかわる講演会を開催することにより、普及啓発活動を行う。	障害者自立支援 課
55402	障害者虐待防止センターの整備及び 一時保護居室確保 〔新規〕	各保健福祉センターに障害者虐待に関する通報等を 受け付ける障害者虐待防止センターを設置するとと もに、被虐待者を一時的に保護できる体制を整備す る。	障害者自立支援 課
55403	高齢者虐待予防・ 防止の普及啓発 〔新規〕	高齢者虐待について、市民の知識や理解を深めるため、高齢者虐待防止パンフレットを作成・配布するなど、普及啓発活動を行う。	高齢福祉課
55404	高齢者虐待防止マニュアルの充実 〔新規〕	高齢者虐待の実態を調査し、必要に応じて高齢者虐待防止マニュアルを改訂するとともに、関係機関などに配布し、高齢者虐待防止に対する周知を図る。また、施設などへの虐待防止に関する指導・監督を強化する。	高齢福祉課 高齢施設課 介護保険課 地域福祉課
55405	高齢者虐待発生時 の居室確保 〔新規〕	高齢者虐待が発生し被虐待者と虐待者の分離が必要な場合、スムーズに施設に入所できる体制を整備する。	高齢福祉課
55406	高齢者権利擁護 身体拘束廃止研修 〔新規〕	高齢者権利擁護・身体拘束廃止にかかる新任職員研修及び専門実践研修を実施することにより、身体拘束を行わない質の高い介護の提供を目指す。	高齢福祉課

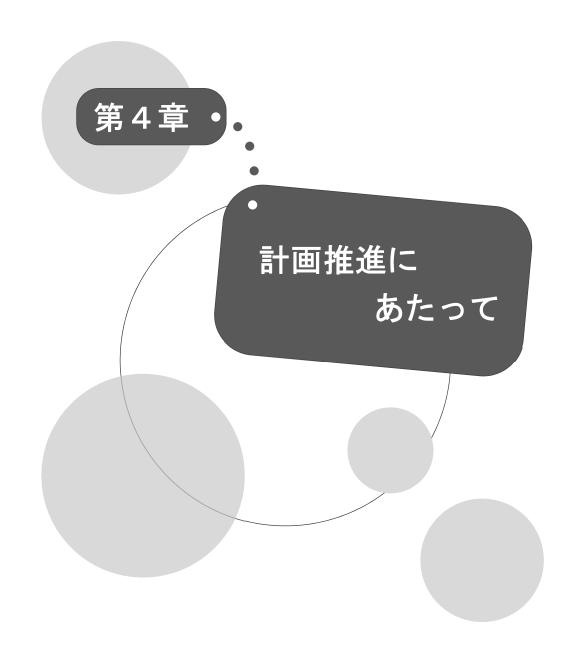
⑤障害者の相談・支援

事業番号	事業名	事業内容	所管課
55501	障害者相談支援事 業	障害者、障害児、障害児の保護者及び障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する。	障害福祉サービス課
55502	精神保健福祉相談事業	各区保健福祉センター健康課、こころの健康センター等において、嘱託医、精神保健福祉相談員、保健師による精神保健福祉に関する相談、訪問支援等を行う。	精神保健福祉課
55503	障害児等療育支援 事業	在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)及び身体障害児の地域における生活を支えるため、これらの者の保護者や介護者が、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、療育支援体制を充実させることにより、これら障害児等及び保護者等の福祉の向上を図る。	障害福祉サービ ス課

⑥障害者の自立と社会参加の支援

事業 番号	事業名	事業内容	所管課
55601	千葉障害者就業支援 キャリアセンター事業	千葉障害者就業支援キャリアセンターの運営に 参画し、本市の障害者の一般就労を支援する。	障害者自立支援課
55602	ボランティア活動 支援事業	知的障害者のボランティア活動を推進するため、その活動の機会を用意するなどの支援を行う。	障害者自立支援課
55603	就職面接会	就職希望者と事業主との就職面接会を関係機関 と共催し、障害者への就職支援を行う。	経済企画課
55604	障害者職業能力開 発プロモート事業	障害者職業能力開発プロモーターを設置し、特別支援学校生徒の実習先や職業訓練の受託先、 雇用の場となる企業の開拓を行うとともに、教育、福祉、企業などの関係機関との連携強化を 図り、本市障害者の一般就労を支援する。	障害者自立支援課
55605	障害者職場実習の 促進 〔新規〕	障害者と企業の相互理解を深め、障害者の一般 就労を促進するため、企業での職場実習を実施 する。	障害者自立支援課





第4章 計画推進にあたって



(1) 推進体制

男女共同参画社会の形成に向けた取組みは、あらゆる分野にわたることから、全庁的な施策の展開を図ることが重要です。

そのため、本市では、次のような推進体制のもとで本計画を実行します。

①千葉市男女共同参画推進協議会

男女共同参画に関する市役所内の総合的な企画や、連絡調整等を行う庁内組織です。副市長を会長、市民局長を副会長とし、教育長及び関係局長等を構成員としています。

協議会の下に、生活文化スポーツ部長を幹事長、各局主管課長等を幹事とした幹事会が置かれ、男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図るため、調査協議を行っています。また、幹事会は各局等に男女共同参画推進員を置き、全庁的に男女共同参画の施策を展開しています。

②千葉市男女共同参画審議会

ハーモニー条例第17条に基づく、基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するための市長の附属機関です。施策の実施状況について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

③千葉市男女共同参画センター

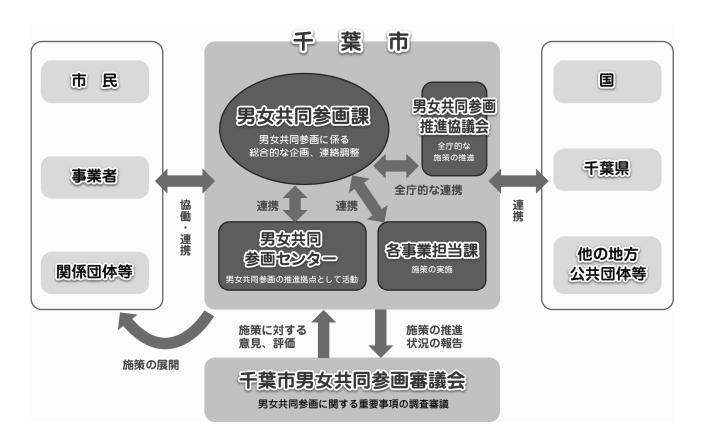
ハーモニー条例第15条に基づく、男女共同参画社会形成のための拠点施設です。

男女共同参画センターでは、男女平等を目指す市民の方の様々な活動や学習を支援するため、 「調査・研究」「情報収集提供」「相談」「研修・学習」「交流啓発」の5つの機能を有して います。

(2) 市民や事業者、民間団体、他自治体等との協働と連携

市民や事業者の主体的な取組みを支援し、ともに協力し合うとともに、国や県、他の地方公共団体、民間団体等との幅広い連携を推進します。

推進体制図



2 計画の進行管理

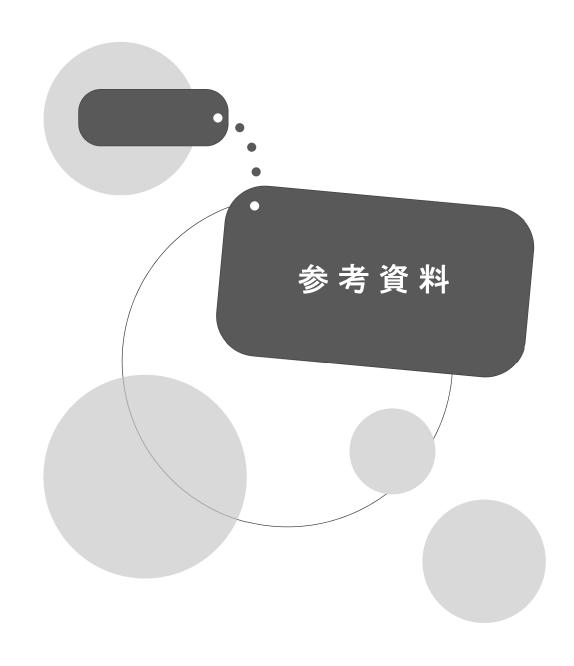
市は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について、年次報告書を作成し、 公表します。

3 指標一覧

NEW 新規項目 女性活躍推進関連

				現状値	最終目標
	基本目標		指標項目	(調査時期) (数値)	(達成時期) (目標数値)
I	男女共同参画		 	平成25年度	平成33年度
	社会実現に	NEW	の認知度	51. 2%	70. 0%
	向 け て の 理解の促進		「男性は仕事、女性は家事・育 児」といった固定的性別役割分担	平成25年度	平成33年度
			意識を持たない人の割合	25. 1%	持たない人の割合が特 つ人の割合を上回る
			 男女共同参画センターの利用者数	平成26年度	平成33年度
			カメ六向参画 ピンメ の利用有数	68, 857人	増加(前年度比)
		NEW	男女共同参画センターにおける講	平成27年度	平成33年度
		I VEVV	座受講者の満足度	70. 1%	80. 0%
I	男女平等と		配偶者等からの暴力の相談窓口を	平成26年度	平成33年度
	人権の尊重		知っている人の割合	38. 5%	70. 0%
		NEW	「デートDV」という言葉を知っ	平成26年度	平成33年度
		NEW	ている高校生の割合	59. 1%	80. 0%
Ⅲ	あらゆる分野		 	平成27年4月	平成33年度
	に お け る 女性の活躍			27. 3%	38. 0%
	文 任 67 / 71 / 6		 	平成27年4月	平成32年度 (平成37年度)
			川城貝の官理戦に口める女性割石	17. 1%	20. 0% (30. 0%)
		民間企業の管理職に占める女性割	平成28年度	平成33年度	
		NEW 活躍	合	_	平成28年度以 降に設定する
				平成25年度	平成33年度
	職場において「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合家族経営協定延べ締結農家数			17. 7%	50. 0%
				平成26年度	平成33年度
		22件	36件		

			現状値	最終目標
基本目標		指標項目	(調査時期)	(達成時期)
			(数値)	(目標数値)
IV 仕事と生活の 調 和 を	活躍	育児期にある女性(35-39歳)の	平成27年度 	平成32年度
実現できる	W	労働力率		国の値を上回る
社会づくり	NEW	「ワーク・ライフ・バランス」と	平成25年度	平成33年度
		いう言葉の認知度	36. 1%	70. 0%
		市男性職員の育児休業取得率	平成26年度	平成31年度
		1777 工概员 27 日77 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 1	3. 1%	13. 0%
	NEW 活躍	民間企業における男性の育児休業	平成28年度	平成33年度
		取得率	_	平成28年度以 降に設定する
	活躍	男女共同参画推進事業者登録制度	平成26年度 	平成33年度
		の延べ登録件数	75件	160件
	NEW 活躍	保育所の待機児童数	平成27年4月	平成33年度
	TEN OFF	休月7007时极儿主奴	0人	0人
	NEW	男性が1週間で育児にかかわる時間	平成26年度	平成33年度
			23. 4時間	25. 5時間
	NEW	■EW 町内自治会役員に占める女性割合 ·	平成27年5月	平成33年度
			26. 0%	30. 0%
	NEW	 	平成27年度	平成33年度
		例入プーピンパ時圧停」音気	195人	240人
	NEW	ひとり親家庭の母又は父が就職に 役立つ資格取得後等に就職につな	平成26年度	平成33年度
		(なびり 員俗 取 侍後 寺 に 就 職 に り な がった 割合	75. 0%	90. 0%
Ⅴ 生涯にわたる	NEW	LGBT(性的少数者)に関して社	平成27年度	平成33年度
心身の健康と 性 · LGBT	NEW	会的な意識が高まっていると思う 人の割合	74. 0%	85. 0%
に関する		学校や職場内の人が、LGBT(性	平成27年度	平成33年度
理解への支援	NEW	的少数者)だった場合、これまで と変わりなく接することができる と思う人の割合	60. 7%	75. 0%
		高齢者が生きがいを持ちいきいき	平成26年度	平成33年度
	NEW	と暮らしていると思う人の割合	26. 5%	50. 0%



千葉市の男女共同参画施策の経緯

①「千葉市婦人問題研究班」発足(昭和62年)

女性行政のあるべき姿を見出すことを目的として、男女平等に関する課題を正しく捉え総合的な検討を行う「千葉市婦人問題研究班」が発足しました。また同年、市民を対象とした「男女共同参加に関するアンケート」を実施しました。

②「千葉市女性問題懇話会」発足(平成2年)

市民、有識者などから構成される「千葉市女性問題懇話会」が発足し、平成3年、女性行動計画策定に向けて、その審議の結果が「提言書」として市長に提出されました。

③「ちば女性計画・ハーモニープラン」策定(平成3年)

千葉市女性問題懇話会からの提言を受けて、千葉市初の女性行動計画「ちば女性計画・ハーモニープラン」を策定しました。

④「ハーモニー相談室」開設(平成6年)

女性の抱える問題に幅広く対応するために、「ハーモニー相談室」を開設しました。

⑤ 千葉市女性センターの開設準備委員公募(平成10年)

千葉市女性センターの開設にあたり、市民と行政との協働の一環として、開設準備委員を広く 市民から募りました。

⑥「千葉市女性センター」開設(平成11年)

男女の自立と対等な社会参画を推進するための調査・研究、情報の収集及び提供、相談、研修・学習機会の提供並びに交流支援の拠点施設として、「千葉市女性センター」を開設しました。

⑦「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」策定(平成13年)

千葉市男女共同参画懇話会からの提言を受けて、「ちば女性計画・ハーモニープラン」を改定し、新世紀における千葉市の男女共同参画施策を総合的・計画的に推進する「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」を策定しました。

⑧「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」施行(平成15年)

平成15年4月、男女共同参画を推進するために、7つの基本理念を示すとともに、市、市民、 事業者の取り組むべき役割を定めた 「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」を施行しました。

⑨「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン」策定(平成17年)

平成17年3月、条例に基づく最初の基本計画として、男女共同参画社会の形成に関する施策や 市民及び事業者の取組みを総合的かつ計画的に推進するため、「ちば男女共同参画基本計画・新 ハーモニープラン」を策定しました。

⑩「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン(後期計画)」策定(平成23年)

「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン」の中間年にあたる平成22年度、社会経済情勢の変化や国の動向等に対応するとともに、計画の推進状況を踏まえ、後期に向けて、より効果的に施策を展開するため、計画の見直しを行いました。(改定時期:平成23年3月)

①「千葉市女性センター」から「千葉市男女共同参画センター」へ名称変更(平成23年)

平成23年4月、施設の設置目的や事業内容をよりわかりやすく表現し、性別にかかわりなく市 民に利用してもらうため、「千葉市女性センター」の名称を「千葉市男女共同参画センター」に変 更しました。

平成 14 年 9 月 25 日公布 千 葉 市 条 例 第 34 号

千葉市民が、21世紀を豊かにいきいきと暮らしていくためには、男女が人権を尊重しあい、 互いの個性と能力を十分に発揮し、自立した生活を営むことができる男女共同参画社会を形成す ることが緊要な課題である。

千葉市は、これまで「ハーモニー」を男女共同参画社会をイメージする言葉として、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会を目指し各種の施策を積極的に展開してきたが、なお一層の努力が求められている。

千葉市は、ここに、すべての市民が、男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の 役割を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めるこ とにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会 のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会について男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
 - (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、及びその他の人権が尊重されること。
 - (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を前提とした社会のさまざまな制度や慣行によって その活動が制限されることなく、自立し、自らの意思において多様な生き方を選択することが でき、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
 - (3) 社会のあらゆる分野で男女共同参画が推進されるよう、市、市民及び事業者が、自らの意思と相互の協力により、協働して取り組み、そのための活動が支援されること。
 - (4) 男女が、性別にかかわらず、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野の意思

決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

- (5) 家族を構成する女性及び男性が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たすことができること。
- (6) 女性及び男性が、人格を尊重し合い、互いの性への理解を深めることにより、妊娠、出産 その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。
- (7) 男女共同参画社会の形成が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮 し、国際的な理解と協力の下に推進されること。

(市の役割)

- 第4条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策(積極的格差是正措置を含む。)を策定し、 実施する役割を担うものとする。
- 2 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との協働を図る役割を担うものとする。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、男女共同参画社会の形成についての理解を深め、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に努める役割を担うものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画社会の形成に努めるとともに、職場に おける活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できる職場環境を整備する役割を担 うものとする。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力する役割を担うものと する。

(性別による権利侵害の禁止)

- **第7条** 何人も、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、職場、家庭、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、他の者に対し性的 な言動を行うことにより、当該者の生活の環境を害し、若しくは不快な思いをさせ、又は性的 な言動を受けた者の対応により、当該者に不利益を与える行為を行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者等に対し、身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為等を 行ってはならない。

(基本的施策)

- 第8条 市は、男女共同参画社会の形成を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。
 - (1) 政策の決定過程における男女共同参画を推進するため、積極的格差是正措置として女性職員の積極的な職域拡大及び管理職等への登用を総合的かつ計画的に推進することとし、そのために必要な研修等の実施に努めること、職員が職場における活動と家庭生活における活動との両立を支援する制度を性別にかかわらず活用できる環境づくりに努めること及び附属機関等の委員の委嘱等に当たり、女性委員の拡大に努めること。

- (2) 学校教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画社会の形成を推進するための措置を講じるよう努めること。
- (3) 雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の状況について報告を求め、適切な措置を講じるよう協力を求めること。
- (4) 自営の商工業又は農林水産業に従事する男女が、対等な構成員として経営等に参画する機会を確保するため、研修、情報の提供その他の活動に必要な支援を行うよう努めること。
- (5) 女性及び男性が、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を、相互の協力と社会の支援の下に円滑に行うことができるように、必要な支援を行うよう努めること。
- (6) 男女共同参画社会の形成を推進する活動を行う民間の団体との連携を図り、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めること。
- (7) 女性及び男性が、対等な関係の下に互いの性についての理解を深め、生涯にわたる心身の 健康が維持され、妊娠、出産その他の健康について自らの意思が尊重されるよう、性に関する 教育、相談その他の必要な措置又は支援を行うよう努めること。

(基本計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、千葉市男女共同参画審議会の意見 を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施する に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について報告書を作成 し、公表するものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画 に関する調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(広報活動等)

- 第13条 市は、男女共同参画社会の形成についての市民及び事業者の理解を深めるために積極的な広報活動に努めるものとする。
- 2 市は、刊行物等を作成するに当たっては、第3条に規定する基本理念の趣旨を踏まえ作成するものとする。

(男女共同参画週間)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に対する関心を高め、理解を深める とともに、男女共同参画社会の形成に向けた取組が積極的に行われるよう、男女共同参画週間 を設ける。

- 2 男女共同参画週間は、毎年12月のうち市長が別に定める日から1週間とする。
- 3 市長は、男女共同参画週間において、男女共同参画社会の形成に著しく貢献し、又は積極的 な取組を行ったと認められる事業者を表彰することができる。

(拠点施設)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を推進し、並びに市民及び事業者の男女 共同参画社会の形成に関する取組を支援するため、拠点施設を設けるものとする。

(苦情及び相談の申出等)

- 第16条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策又は男女共同参画社会の 形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び相談を処理し、並びに男女共同参画 社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、 必要な委員(以下この条において「委員」という。)を置く。
- 2 市民及び事業者は、委員に対し前項に規定する苦情若しくは相談又は救済を申し出ることができる。
- 3 委員は、前項の規定による苦情又は相談の申出があった場合は、必要に応じて調査等を行う とともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べるものとする。
- 4 委員は、第2項の規定による救済の申出があった場合は、必要に応じて関係者に対し調査等を行うとともに、必要があると認めるときは、当該関係者に対し助言、是正の要望等を行うものとする。
- 5 委員は、第1項に規定する苦情及び相談の処理状況について千葉市男女共同参画審議会に報告するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員に対する申出に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会)

- 第17条 市長の諮問に応じ、基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千葉市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。) を置く。
- 2 審議会は、男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況について調査審議し、市長に意 見を述べることができる。
- 3 審議会は、学識経験者、市民の代表者等のうちから、市長が男女の委員の数が概ね同数となるよう委嘱した委員15人以内で組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、2期を超えて連続して再任されることはできない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (委任)
- 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画社会の形成に関する市の基本的な計画 であって、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのもの は、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

附則(平成22年3月23日条例第27号) この条例は、平成22年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第 78号 改正 同 11年 7月16日同 第102号 同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条一第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最 重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活

力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を 定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総 合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共 団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保 されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していること にかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施

策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施 する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出 しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計 画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の 区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市

町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を 策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画 社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性 別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害さ れた場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社 会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣 及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、 内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命 する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数 の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の 長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者 以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一略

二 附則第10条第一項及び第五項、第14条第三項、第23条、第28条並びに第30条 の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
 - 一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

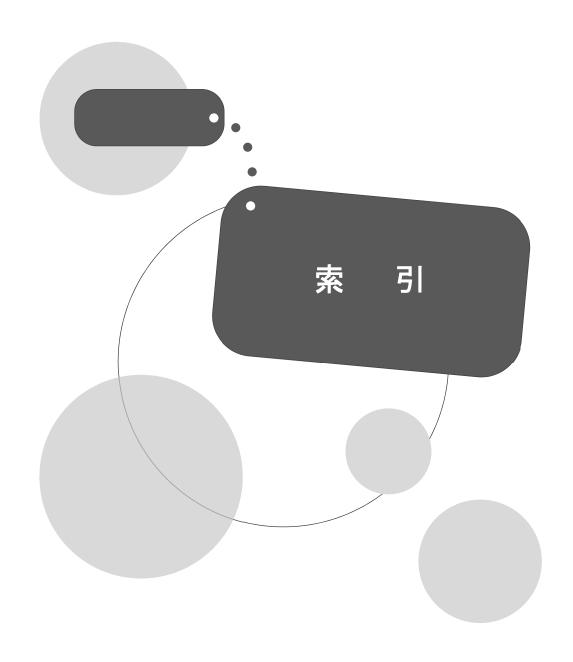
第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)



ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープランにおける具体的事業

〈 総務局 〉

国際交流課		21203 23102 23201 23202 23203	被害者の状況に応じた相談体制の充実 国際交流プラザの管理運営 各種情報誌制作事業 外国人市民の人権侵害に対する取組み 外国人市民懇談会	40 46 46 46 46
危機管理課		44101	女性の視点を取り入れた防災体制の確立	68
防災対策課		44102	自主防災組織の結成率向上	68
		44103	避難所運営委員会の支援	68
		44104	防災リーダーの育成	68
人事課		31101	女性職員及び女性教職員の登用促進	49
		31102	職域拡大の推進	49
給与課		41101	市職員の両立支援・子育て支援の推進	59
		41102	市職員の多様な働き方の促進	59
人材育成課		31103	市職員に対する研修の充実	49
> < 1.1 1 1 NOOPSE		41102	市職員の多様な働き方の促進	59
業務改革推進課		21302	情報管理と安全確保の徹底	40
未切以平正连环		21002	旧松自社に女王唯体が原恩	40
〈 市民局 〉				
+ D W\75==				
市民総務課 (各コミュニティセンター)		43202	コミュニティまつり	65
市民自治推進課		31107	附属機関の委員の公募による選任の推進	49
中以日相正建脉		43101	地域活動団体における女性役員の就任促進	65
	【再】	43304	地域活動団体における女性役員の就任促進〔基本目標Ⅳ-3-①の再掲〕	66
区政推進課		21302	情報管理と安全確保の徹底	40
田子井田名西部		10101	・・・ エー・珠冷への眼 <i>は</i>	٥٢
男女共同参画課		12101	ハーモニー講演会の開催	35
		12102		35
		12103 12201	男女共同参画に関する情報誌の発行	35
		12201	男女共同参画に関する調査研究	35 35
	r1	12203		35
	【再】	12301 12302	男女共同参画に関する資料の収集・提供〔基本目標 I -2-②の再掲〕 男女共同参画に関する講座の開催	35
				35
		12303	生涯学習施設における男女共同参画に関する講座の開催	35
		13101	民間団体に対する活動支援	
		13102	民間団体を支える人材の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		13103	市民企画講座の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		13201	男女共同参画センターまつりの開催	
		13202	ちば男女・みらいフォーラムの開催	37
		21102	若者に向けたデート DV 予防教育の推進	40
		21103	暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進 ········	40
		21202	DV 被害者の相談体制の充実	40
		21203		40
		21402	生活再建に向けた各種制度の情報提供・活用の支援	41
		21502		41
		22101		43
		22102		43
		22201	—	44
	r	22202		44
	【再】	22203	パープルリボンキャンペーンの実施〔基本目標Ⅱ-2-①の再掲〕 ············· 苦情処理委員制度の運営 ····································	44
		22301		44
		22302		44
		22303	ハーモニー専門相談の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		22304 22305	人権擁護委員による人権相談等への支援	44
		ZZ3U0	カは怕談り天旭	44

		23101	男女共同参画に関する世界の動きの理解	46
		23202	外国人市民の人権侵害に対する取組み	46
		31104	ダイバーシティ推進事業部の運営	49
		31105	(仮称)ダイバーシティ推進協議会の設立・運営	49
		31106	附属機関への女性委員の登用促進	49
		31201	男女共同参画推進事業者登録制度	50
		31202	職場と家庭生活等との両立を支援する多様な制度の普及促進	50
		31203	女性の活躍推進に関する講座の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
		31204	事業所等における研修の支援 ····································	50
	【再】	31205	(仮称)ダイバーシティ推進協議会の設立・運営〔基本目標Ⅲ-1-①の再掲〕	50
	【再】	32101	男女共同参画推進事業者登録制度〔基本目標Ⅲ-1-②の再掲〕	52
	k1732	32102	男女雇用機会均等法など法律や制度の周知	52
		32201	キャリア形成や自己表現等に関する講座の開催	53
		32203	女性への再就職支援	53
		32206	多様な就業形態についての情報提供	53
	7=1	32301	ダイバーシティ推進事業部の運営〔基本目標Ⅲ-1-①の再掲〕	53
	【再】	32301	(仮称)ダイバーシティ推進協議会の設立・運営〔基本目標Ⅲ-1-①の再掲〕	53
	【再】		(仮物) ダイハーシティ推進協議会の設立・連呂 (基本目標皿 コー) の再掲り 女性のための起業準備セミナー	
		33101		56
		41103	労働時間短縮や休暇取得に向けた意識啓発	59
	【再】	41104	男女共同参画推進事業者登録制度〔基本目標Ⅲ-1-②の再掲〕	59
	【再】	41201	職場と家庭生活等との両立を支援する多様な制度の普及促進 〔基本目標Ⅲ-1-②の再掲〕 ····································	60
		42101	男性の家事・育児に関する知識や技術の習得	
		42103	男性の子育で支援	62
		42104	介護に関する実技の習得	62
		43101	地域活動団体における女性役員の就任促進	65
	7=1	43304	地域活動団体における女性役員の就任促進〔基本目標Ⅳ-3-①の再掲〕	66
	【再】	44104	防災リーダーの育成	68
		51101	防灰ケーターの育成 性や健康に関する情報提供や講座の開催 ······	73
		51106	男性の心身の健康に関する支援	73
		51203	五日の心才の健康に関する文法 LGBT(性的少数者)相談窓口の充実	74
				74 75
		52101	LGBT(性的少数者)の理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	【再】	52103	LGBT(性的少数者)相談窓口の充実〔基本目標 V-1-②の再掲〕 ··········	75
		52104	公的証明書における性別欄の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
		53401	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進	78
〈 保健福祉局 〉				
地域福祉課		43303	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業	
		55201	障害者や高齢者にやさしいまちづくり事業	83
		55404	高齢者虐待防止マニュアルの充実	84
/口=#===		45201	生活困窮者自立支援の促進	71
保護課		40201	土冶四躬有日立又饭の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
地域包括ケア推進課		55104	シニアリーダーの育成	82
		55301	あんしんケアセンター(地域包括支援センター)運営事業	83
		55302	生活支援サービスの充実	83
唐古人 五冊		F1104	- / ¬^-/-	70
健康企画課		51104	エイズ対策推進事業	73
健康支援課		42103	男性の子育て支援	62
		42202	育児ストレス相談	63
		42207	養育支援訪問事業	63
		51103	思春期保健対策事業	73
		51105	健康教育事業 ·······	73
		51201	女性の健康支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
		51202	健康相談事業	74
		51301	食の実践教室	74
		51302	スルスサポーターの養成教室 ····································	74
		51303	食生活改善事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
		53103	長王/山以告争未 妊娠・出産に関する相談	
				77 77
		53104	母親&父親学級 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77 70
		53201	不妊専門相談センター・特定不妊治療費助成	78 70
		53301	妊産婦・新生児訪問指導	78

		53302	乳児家庭全戸訪問	78
		53303	出産・育児の電話相談	78
	【再】	53304	妊娠・出産に関する相談〔基本目標Ⅴ-3-①の再掲〕	78
	【再】	53402	妊娠・出産に関する相談〔基本目標V-3-①の再掲〕	78
	【再】	54102	女性の健康支援事業〔基本目標Ⅴ-1-②の再掲〕	80
		55101	訪問指導事業	82
健康保険課		53102	出産育児一時金	77
高齢福祉課		21203	被害者の状況に応じた相談体制の充実	40
		42104	介護に関する実技の習得	62
		55102	生きがい活動支援通所事業	82
		55303	在宅介護者支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
		55304	三世代家族同居の支援	83
		55403	高齢者虐待予防・防止の普及啓発	84
		55404	高齢者虐待防止マニュアルの充実	84
		55405	高齢者虐待発生時の居室確保	84
		55406	高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修	84
高齢施設課		55404	高齢者虐待防止マニュアルの充実	84
介護保険課		55103	介護支援ボランティア制度の充実	82
		55305	介護相談員派遣事業	83
		55404	高齢者虐待防止マニュアルの充実	
障害者自立支援課		21203	被害者の状況に応じた相談体制の充実	40
		55401	障害者虐待防止の普及啓発	
		55402	障害者虐待防止センターの整備及び一時保護居室確保	84
		55601	千葉障害者就業支援キャリアセンター事業	
		55602	ボランティア活動支援事業	85
		55604	障害者職業能力開発プロモート事業	85
		55605	障害者職場実習の促進	85
障害福祉サービス課		55501	障害者相談支援事業	84
		55503	障害児等療育支援事業	
精神保健福祉課		45303	ひきこもり地域支援センターの運営	71
		55502	精神保健福祉相談事業	
〈 こども未来局 〉				
健全育成課		11302	家庭教育資料作成事業	32
12-11		41204	子どもルーム整備・運営事業	
		45302	子ども・若者支援協議会	
青少年サポートセンター		45301	子ども・若者総合相談センターの運営	71
こども家庭支援課		21101	幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	
ことも外庭又扱味		21101	新からの乗力を防止するための人権教育の推進	
		21102	暴力を根絶するための地域・社会に対する広報・啓発活動の推進	
		21103	相談窓口等、被害者支援制度の周知の推進	
		21201	旧談ぶ口号、被害有义该制度の周知の推進 DV 被害者の相談体制の充実	
		21202	被害者の状況に応じた相談体制の充実	
		21203	板音者の状況に応じた柏政体制の元夫 県や関係機関等との連携による一時保護体制の整備	
		21301	県や関係機関寺との建携による一時休護体制の整備 情報管理と安全確保の徹底	
		21401	同行支援事業の充実 ····································	
		21401	生活再建に向けた各種制度の情報提供・活用の支援	
		21402	在活舟建に向けた各種制度の情報旋供・活用の支援	
		21403	依害者の自立を支援するためのステップハウスの利用支援	
		21501	BV 被害者とての子ともへのグアの元美 要保護児童対策及び DV 防止地域協議会の運営 ····································	
		21501	安休設児里対束及び DV 防止地域協議会の連名	
		21503	依害有又援及び加害者対策についての調査研究	
	ra1	22203	パープルリボンキャンペーンの実施 [基本目標Ⅱ-2-①の再掲] ·············	
	【再】	23202	ハーブルサホフキャンハーブの美施 (基本日標 11-2-1)の再掲 :	
		42201	ア国人川氏の人権侵害に対する取組み 家庭児童相談事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		45101	母子・父子自立支援員事業	
		45101	ひとり親家庭等生活向上事業 ····································	
		10102	∪ C / 1990 孙胜女工用門工学术	7 0

	45103 45104 45105 45106	母子家庭等就業・自立支援センター事業 ひとり親家庭医療費助成事業 自立支援訓練給付金事業等 子育て短期支援事業	70 70 70 70
保育支援課	21101 41203 41205 41206 42102 42103 42203 42204 42205 53101	子ども・子育て支援新制度給付対象施設の整備 ファミリー・サポート・センター事業 病児・病後児保育事業 地域子育て支援センター等における父親向け講座・イベント等の実施 男性の子育て支援 子育て支援総合コーディネート事業 地域子育て支援拠点事業	40 60 60 62 62 63 63 77
保育運営課	11103 21101 41202 42208	保育所職員研修事業 幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進 多様な保育需要への対応 保育所(園)地域活動事業	31 40 60 63
〈 経済農政局 〉			
経済企画課	11206 22306 32102 32103 [再] 32104 32202 32204 32205 41103 55603	労働相談の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
産業支援課	33102 33103 33104 33105 33106	インキュベート施設の管理運営	56 56 56 56
農政課	33204	農業の6次産業化の推進	56
農業経営支援課	33201 33202 33203	農業版ハローワーク事業 農業経営基盤強化促進対策事業 農業の担い手育成	56 56 56
〈 都市局 〉			
交通政策課	55201 55204	障害者や高齢者にやさしいまちづくり事業 地域参画型コミュニティバス等導入の推進	83 83
まちづくり推進課	43301	やってみようよまちづくり支援事業	66
住宅政策課	21402 55202 55203		41 83 83
住宅整備課	21402 55202		41 83
建築指導課	55201	障害者や高齢者にやさしいまちづくり事業	83
公園管理課	55201	障害者や高齢者にやさしいまちづくり事業	83
〈 建設局 〉			
維持管理課	55201	・ 暗害者や高齢者にやさしいまちづくり事業 ······	83

〈 各区役所 〉

各区役所地域振興課	【再】	43101 43201 43304	地域活動団体における女性役員の就任促進 区民まつり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65 65 66
中央区役所地域振興課		43302	まちづくり活動団体への助成	66
緑区役所地域振興課		43302	まちづくり活動団体への助成	66
美浜区役所地域振興課		43302	まちづくり活動団体への助成	66
〈 病院局 〉				
経営企画課		54101	両市立病院運営管理事業(女性専用外来の実施)	80
青葉病院地域連携室		54101	両市立病院運営管理事業(女性専用外来の実施)	80
海浜病院地域連携室		54101	両市立病院運営管理事業(女性専用外来の実施)	80
〈 教育委員会事務局 〉				
学事課		11303	学校支援地域本部推進	32
教職員課		11102	教職員研修の充実	31
		31101	女性職員及び女性教職員の登用促進	49
指導課		11101	人権教育推進事業	31
		11102	教職員研修の充実	31
		11201	進路指導推進事業	31
		11202	職場体験の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
		11203	スクールカウンセラー活用事業	31
		11204	教育相談の充実	31
		11205 11301	キャリア教育の推進 学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業	31 32
		21101	幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進	32 40
		21102	若者に向けたデート DV 予防教育の推進	40
	【再】	33302	キャリア教育の推進〔基本目標 I -1-②の再掲〕	57
		52102	学校における LGBT (性的少数者) の理解促進	75
保健体育課		22204	防犯ブザー貸与	44
从庭怀月		51102	学校における保健学習・指導の充実	73
教育センター		11102	教職員研修の充実	31
3/13 (2)		11204	教育相談の充実	31
養護教育センター		11102	教職員研修の充実	31
		11204	教育相談の充実	31
生涯学習振興課		33301 42206	科学教育の推進	57 63
			· ii · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン

平成28年3月

口発行 千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

(電話) 043-245-5060 (FAX) 043-245-5539

(HP) http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/

